

【表紙】
【提出書類】 公開買付届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年1月29日
【届出者の氏名又は名称】 株式会社ファーストリテイリング
【届出者の住所又は所在地】 山口県山口市佐山7-1-7番地1
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北1丁目13番12号（東京本部）
【電話番号】 (03) 6272 - 0050（代表）
【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 吉高 信
【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】 同上
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上
【縦覧に供する場所】 株式会社ファーストリテイリング 東京本部（東京都千代田区九段北1丁目13番12号） 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社リンク・セオリー・ホールディングス

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 平成14年9月30日開催の対象者臨時株主総会及び平成14年10月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
 - ロ 平成15年10月17日開催の対象者臨時株主総会及び平成15年12月25日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
 - ハ 平成16年8月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年8月31日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
 - ニ 平成16年8月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年10月27日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）
 - ホ 平成17年11月29日開催の対象者定時株主総会及び平成18年1月26日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
 - ヘ 平成17年11月29日開催の対象者定時株主総会及び平成18年4月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）
 - ト 平成19年11月28日開催の対象者定時株主総会及び平成20年4月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。また、イ乃至トを総称して以下「本新株予約権」といいます。）
- 平成18年4月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2018年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「新株予約権付社債」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、対象者普通株式51,360株（平成20年11月30日現在の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「所有株式数割合」といいます。）32.32%）を公開買付者（23,200株）並びにその完全子会社である株式会社グローバルリテイリング（以下「GR社」といいます。）（23,200株）及び株式会社グローバルインベストメント（以下「GI社」といいます。）（4,960株）を通して保有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者を100%子会社とすることを目的として、当社、GR社及びGI社（以下「公開買付者ら」といいます。）が保有する対象者普通株式を除いた対象者普通株式（本公開買付けにおける買付け等の期間末日までに本新株予約権又は新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行された又は発行される可能性のある対象者普通株式を含みます。以下も同様とします。）、本新株予約権及び新株予約権付社債の全ての取得を目的とした本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けにあたり、公開買付者は、対象者の株主である佐々木力氏（34,560株、所有株式数割合21.75%、以下「佐々木氏」といいます。）及び有限会社アールエスインベストメント（19,200株、所有株式数割合12.08%、佐々木氏及び有限会社アールエスインベストメントを総称して以下「佐々木氏ら」といいます。）との間で、佐々木氏らが保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。また、本公開買付けについては、平成21年1月28日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う旨の決議がなされております。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、その後の経営方針

対象者は、百貨店向けプライベートブランド衣料品の企画提案及び生産管理業務などを目的として平成10年12月に設立されました。対象者は、抜群の着心地の良さと、洗練されたルックス、さりげないトレンド性を取り入れたニューベシックをコンセプトにスタイルを提案する「Theory」ブランドを中核に、「Helmut Lang」などのブランドを、米国・日本・欧州・アジアにおいて展開しております。主力の「Theory」ブランドは、平成9年の立ち上げ以来順調な成長を続け、日米の百貨店及び専門店等においてリーディングブランドとしての地位を確立しており、全世界における売上高は46,788百万円（平成20年8月期）となっております。

しかしながら、米国発の金融危機に端を発する世界的な景気悪化による個人消費の低迷により、対象者を取り巻く経営環境は非常に厳しいものとなっており、今後もしばらくは現在の状況が続くものと考えられます。後記「第5 対象者の状況 - 4 その他」に記載のとおり、対象者から平成21年1月28日に発表された業績予想の修正も、前回予想を大きく下回る結

果となっており、経営基盤のみならず財務面でも今後厳しくなると考えられます。

公開買付者グループ（後記「第2 公開買付者の状況 - 1 会社の場合 - (1) 会社の概要 - 会社の目的及び事業の内容」に記載する「当社グループ」と同じ意味を有するものとし、以下も同様とします。）は、良いコンセプトを持ったグローバル展開のポテンシャルが高いブランドを公開買付者グループの資金力や事業基盤を活かしてグローバルブランドに育てていきたいと考えており、その一環として平成16年1月に対象者への資本参加をいたしました。それ以来、公開買付者と対象者は、それぞれの独立性を尊重しつつ、お互いのノウハウ・強みの共有化を行うとともに、公開買付者は対象者に取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、協力体制を構築して参りました。

しかしながら、公開買付者グループのグローバルブランド事業を主力事業の一つとして更に成長させていくためには、対象者とのより強固な協力体制を構築していくことが必要と判断いたしました。加えて、公開買付者グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図ることにより、対象者の更なる事業基盤の強化を図ることができると判断し、対象者を公開買付者の100%子会社とすることを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者を100%子会社とすることにより、公開買付者と対象者は、対象者ブランドの独立性を尊重しつつ、対象者の事業基盤を活用した公開買付者グループの米国における事業拡大及び公開買付者グループの欧州・アジアにおけるグローバルブランド事業との協業による相互のブランドのグローバル展開促進を図って参ります。さらに、世界で一番良い方法で公開買付者グループ全事業を経営していくという公開買付者が掲げる「グローバルワン」のもと、対象者との店舗オペレーション、在庫管理などのノウハウ及び生産体制、情報システムなど事業インフラの共有化による相乗効果の実現等の取り組みも実施し、対象者をより高い成長力と収益力を持つ事業体へと発展させるとともに、公開買付者グループのグローバルブランド事業の強化、グループ全体の更なる企業価値の向上、ひいてはグループとしての世界一のアパレル製造小売業を目指して参りたいと考えております。

公開買付者は、今後対象者との協議の上、変更する可能性はありますが、現時点において、本公開買付け成立後に対象者の役員構成を変更することは予定しておりません。また、現時点において、その他本公開買付け成立後に対象者の経営方針に重大な変更を加える、あるいは重大な影響を及ぼすことは予定しておりません。

(3) 本公開買付けの実施に至る過程（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等）

公開買付者は、後記「第1 公開買付要項 - 3 買付け等の目的 - (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」のとおり、対象者を100%子会社とする予定です。対象者は、本書提出日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は間接保有を含め、対象者普通株式51,360株（所有株式数割合32.32%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務しています。また、現在の対象者の役員は、原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に関与していくことを想定しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を財務アドバイザーとして選任するとともに、公開買付者及び対象者から独立した法律顧問である西村あさひ法律事務所の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、間接保有を含め、対象者普通株式51,360株（所有株式数割合32.32%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務していることから、本公開買付けを含む取引の判断プロセスの公正性・透明性を高めるため、平成21年1月9日、公開買付者内部に、公開買付者の社外取締役及び監査役から構成された投資委員会を設置しました。投資委員会の委員には、社外取締役半林亨、社外取締役服部暢達、常勤監査役田中明、社外監査役清水紀彦、及び社外監査役渡邊顯の5名が選任されております。公開買付者の取締役会は、投資委員会に対し、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することの是非、及び、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性について諮問しました。投資委員会は、本公開買付けを含む取引の実行が、公開買付者の企業価値を向上させ、公開買付者の株主の利益に適うか、本公開買付価格を含む取引の対価及び条件が、公開買付者及び公開買付者の株主にとって妥当なものであるか、及び、本公開買付けを含む取引のスキーム全体が手続的観点から適正なものであるか、という観点に留意して検討を行った結果、平成21年1月28日、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することは妥当である旨、及び、本公開買付価格は妥当である旨の答申を公開買付者の取締役会に対して行いました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、独立した財務アドバイザーであり第三者算定機関である野村證券に対し、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼しました。その上で、公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果（「第1 公開買付要項 - 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 - (2) 買付け等の価格」における「算定の基礎」をご参照ください。）を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買

付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の大株主である佐々木氏らと協議・交渉を行った結果及び投資委員会の答申等も踏まえ、最終的に平成21年1月28日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり170,000円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前日である平成21年1月27日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値100,000円に対して70.00%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値98,361円（小数点以下四捨五入）に対して72.83%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値96,110円（小数点以下四捨五入）に対して76.88%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値125,525円（小数点以下四捨五入）に対して35.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

野村證券から取得した株式価値算定書においては、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行っています。また、公開買付者は、平成21年1月28日、野村證券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株当たり170,000円は当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

なお、本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、原則として対象者又は対象者子会社（第7回、第8回及び第9回新株予約権では対象者及び対象者グループ会社）の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることが要求されていることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

また、新株予約権付社債に関しては、対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権の平成21年1月28日現在における目的となる普通株式1株当たりの転換価額は886,250円であり、他方、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における1株当たり取引価格は、平成17年6月の上場以来、1株当たり転換価額の886,250円を下回る価格（平成17年10月20日に行われた株式分割による影響調整後）で推移しており、特に近年では、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値が98,361円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値が96,110円、過去6ヶ月の終値の単純平均値が125,525円となっており、新株予約権の転換価額を大きく下回る状況が続いております。

対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権には、平成29年5月31日までは、対象者の前四半期会計期間の末日までの30連続取引日の期間中の任意の20取引日において、終値が当該前四半期末日における転換価額の120%を上回った場合のみ（ただし、平成29年6月1日以降は、終値が当該取引日における転換価額の120%を1日でも上回った場合）新株予約権を行使できる旨の転換制限条項が付されておりますが、本公開買付けを開始した場合には当該転換制限条項は適用されないものとされております。

また、新株予約権付社債は、平成30年5月14日を償還期限とし、同日に額面金額の100%で償還されるものですが、その保有者が、平成21年5月12日、平成24年5月12日又は平成27年5月12日（以下「選択的償還期日」といいます。）において、その額面金額の100%で償還するように対象者に請求することができる旨の繰上償還請求権が付されています。

公開買付者は、上記の取引価格の状況や対象者と類似した信用力を有する債券の利回り等を検討した結果、対象者の新株予約権付社債の価値は、平成21年5月12日に償還期限を迎える社債と実質的に同価値であると考え、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

なお、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求しないことを前提とした場合の対象者の新株予約権付社債の価値は、これを大きく下回るものと考えております。これは、その後到来する選択的償還期日や償還期日までの期間が、平成21年5月12日までの期間よりも長い場合、社債部分の価値が、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求した場合の価値よりも低くなる一方、上記の取引価格の状況等を踏まえると、新株予約権部分の価値が限定的であるためです。

また、本公開買付けの開始により新株予約権付社債に付された新株予約権の行使が可能となるとしても、平成21年5月12日までに東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の取引価格が転換価額を上回る見込みが極めて低く、同日までを行使期間とみた場合の新株予約権部分の価値は実質的に無価値と考えております。そのため、公開買付者は、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間が終了した後に、社債権者集会を開催し、対象者が額面金額の104%（予定）で残存する新株予約権付社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するために必要な手続きをとる旨、平成21年1月28日開催の取締役会において決議しております。なお、上記の償還金額である額面金額の104%（予定）は、対象者が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、新株予約権付社債が繰上償還条項に基づき平成21年5月13日から平成22年5月12日ま

での間に繰上償還されるときに適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。この社債要項及び信託証書の改定が社債権者集会において可決された場合、新株予約権付社債は、本公開買付けの決済後に対象者において繰上償還される見込みです。

なお、公開買付者の代表取締役会長兼社長である柳井正は対象者の取締役会長を、また、公開買付者の取締役である松下正は対象者の社外取締役を兼務しております。そのため、両氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付け価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議及び決議には参加せず、公開買付者の取締役の立場で、対象者及び佐々木氏らとの協議・交渉には参加していません。また、公開買付者の社外監査役である安本隆晴は対象者の社外監査役を兼務しております。そのため、同氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付け価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議には参加せず、意見の表明も行っておりません。

対象者における検討

一方、対象者は、対象者の財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者である日興シティグループ証券株式会社（以下「日興シティグループ証券」といいます。）を選定し、対象者の普通株式価値の算定を依頼しました。これに基づき、対象者は、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、平成21年1月28日付で、対象者普通株式の価値に関する普通株式価値算定書を取得いたしました。普通株式価値算定書において、日興シティグループ証券は市場株価分析及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）分析の各手法を用いて対象者普通株式の価値評価を行いました。

また、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会に先立って、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書を受領するとともに、それに関する説明を受けております。

対象者取締役会は、平成21年1月8日、その決議に基づき、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに関し、取締役会は賛同すべきか、反対すべきか、又は意見を留保すべきかについて、特別委員会に対し諮問いたしました。特別委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有し、弁護士である土井悦生氏、並びに公開買付者から独立性のある対象者常勤監査役である鮫島昭夫氏及び上野伸司氏の3名を選定しています。特別委員会は、平成21年1月8日より、本公開買付けが公正な手続きを通じて行われ対象者の株主の利益に配慮がなされているか等の観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。また、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が対象者に対して提出した普通株式価値算定書を参考とするとともに、日興シティグループ証券から、本公開買付けにおける普通株式の買付価格についての公開買付者との間の協議・交渉の状況についての報告及び本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性についての説明を受けました。さらに、特別委員会は、対象者の法務アドバイザーとは別に自ら法務アドバイザーを選任し、諮問事項に対する答申の内容及び方法について法的な観点から助言を受けました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月28日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けに関しては、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮がなされており、本公開買付けにおける普通株式の買付価格に関して特段の異議はない旨の答申を提出しました。

これを受けて、対象者取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえて、当該特別委員会の答申内容、日興シティグループ証券より受領した本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書の内容及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、公開買付者との更なる提携の強化を通じて得られる公開買付者の有する経営資源活用の可能性及び対象者が公開買付者の100%子会社となることにより対象者に生じる業務面及び財務面のシナジー効果等から、本公開買付けが対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付けにおける普通株式の買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者の普通株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。なお、対象者は上記取締役会において、対象者の普通株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨、並びに、本新株予約権及び新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者及び新株予約権付社債の保有者の判断に委ねる旨をあわせて決議しています。

なお、対象者の取締役のうち、柳井正及び松下正は、それぞれ公開買付者の代表取締役、取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。また、対象者代表取締役社長である佐々木力氏については、対象者の筆頭株主であって、その所有株式数割合も直接間接合計で33.83%にのぼり、かつ、公開買付者との間で、保有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、本公開買付けに対する賛同に係る議案においては議長を務めず、互選により畑誠氏を議長としているほか、当該議案に係る審議には一切意見の表明を行わず、決議においては棄権いたしました。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役のうち、安本隆晴氏は、公開買付者の社外監査役を兼務しており、また、高井健?氏は、公開買付者のコード・オブ・コンダクト委員会委員及び企業取引倫理委員会委員を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記のとおり、対象者を100%子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続き（以下「本手続き」といいます。）により対象者を100%子会社とすることを予定しています。本公開買付けにより、GR社及びGI社が保有する株式を除く、発行する全ての対象者普通株式を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に本手続きとして、公開買付者は、現時点においては、（ ）本公開買付けの決済開始日以降を基準日として、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者が発行している全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び、当該全部取得条項付種類株式全ての取得と引換えに別個の種類の株式を交付することを付議議案に含む株主総会、並びに、（ ）上記（ ）の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株主による種類株主総会の開催を対象者に求める予定です。公開買付者らは、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付種類株式に変更された上で、全てこれを対象者が取得することになります。対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われず、対象者の株主で新たに交付される対象者の株式の1株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数の株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の株式の売却の結果、株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格と同一の価格を基準として算定されることが想定されますが、この金銭の額は本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された株式の対価として交付する対象者の株式の数は本書提出日現在未定であります。公開買付者らが対象者の株式の全てを取得することができるよう、本公開買付けに応募しなかった公開買付者ら以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求ができる旨が定められており、また、同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条及びその他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、対象者普通株式を全部取得条項付種類株式に変更し、対象者の全部取得条項付種類株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の株式を交付するという方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者らの対象者普通株式の保有状況及び公開買付者ら以外の対象者株主の対象者普通株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願いいたします。

対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間が終了した後に、社債権者集会を開催し、対象者が額面金額の104%（予定）で残存する新株予約権付社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するために必要な手続きをとる旨を、平成21年1月28日開催の取締役会において決議しております。なお、上記の償還金額である額面金額の104%（予定）は、対象者が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、新株予約権付社債が繰上償還条項に基づき平成21年5月13日から平成22年5月12日までの間に繰上償還される場合に適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。この社債要項及び信託証書の改定が社債権者集会において可決された場合、新株予約権付社債は、本公開買付けの決済後に対象者において繰上償還される見込みです。

(5) 上場廃止となる見込みについて

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う対象者普通株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合、対象者普通株式は所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。また、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記「第1 公開買付要項 - 3 買付け等の目的 - (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に従って対象者を100%子会社とする予定です。その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。また、本手続きが行われる場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われず、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われず、対象者の株主で新たに交付される対象者の株式の1株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数の株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の株式の売却の結果、株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格と同一の価格を基準として算定されることが想定されますが、この金銭の額は本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された株式の対価として交付する対象者の株式の数は本書提出日現在未定であります。公開買付者らが対象者の株式の全てを取得することができるよう、本公開買付けに応募しなかった公開買付者ら以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会において、公開買付者の100%子会社になることを前提として、平成21年2月28日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待をもちまして株主優待制度は廃止とすることを決議しております。なお、平成21年2月28日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立するまでは株

主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成21年2月28日現在の株主名簿に記載又は記録された方についても、同日を基準日とする株主優待の対象となります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成21年1月28日に、対象者の大株主である佐々木氏らとの間で、佐々木氏らが保有する対象者普通株式の全部（合計53,760株、所有株式数割合33.83%）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成21年1月29日（木曜日）から平成21年3月12日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	平成21年1月29日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金170,000円												
新株予約権証券	第3回新株予約権 1個につき金1円 第4回新株予約権 1個につき金1円 第5回新株予約権 1個につき金1円 第6回新株予約権 1個につき金1円 第7回新株予約権 1個につき金1円 第8回新株予約権 1個につき金1円 第9回新株予約権 1個につき金1円												
新株予約権付社債券	新株予約権付社債 1個(各社債の額面金額500万円)につき 金4,950,000円												
株券等信託受益証券 ()													
株券等預託証券 ()													
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、独立した財務アドバイザーで第三者算定機関である野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より株式価値算定書を取得しています。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成21年1月28日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 95,400円～96,900円 類似会社比較法 21,568円～72,291円 DCF法 122,150円～196,407円</p> <p>市場株価平均法 市場株価平均法に関しては、以下の各期間及び期日における東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値又はその平均値に基づき、普通株式1株当たりの価値の範囲を95,400円から96,900円までと分析しています。</p> <table border="1" data-bbox="418 1288 1361 1563"> <thead> <tr> <th colspan="2">株価採用期間及び期日</th> <th>1株当たり株式価値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年8月期第1四半期決算発表日以降</td> <td>平成21年1月9日から平成21年1月26日まで</td> <td>96,900円</td> </tr> <tr> <td>直近5営業日</td> <td>平成21年1月20日から平成21年1月26日まで</td> <td>95,400円</td> </tr> <tr> <td>評価基準日</td> <td>平成21年1月26日</td> <td>96,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>類似会社比較法 類似会社比較法に関しては、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を21,568円から72,291円までと分析しています。</p>	株価採用期間及び期日		1株当たり株式価値	平成21年8月期第1四半期決算発表日以降	平成21年1月9日から平成21年1月26日まで	96,900円	直近5営業日	平成21年1月20日から平成21年1月26日まで	95,400円	評価基準日	平成21年1月26日	96,000円
株価採用期間及び期日		1株当たり株式価値											
平成21年8月期第1四半期決算発表日以降	平成21年1月9日から平成21年1月26日まで	96,900円											
直近5営業日	平成21年1月20日から平成21年1月26日まで	95,400円											
評価基準日	平成21年1月26日	96,000円											

DCF法

DCF法に関しては、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成21年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たり価値の範囲を122,150円から196,407円までと分析しています。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の上記各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の大株主である佐々木氏らと協議・交渉を行った結果及び投資委員会の答申等も踏まえ、最終的に平成21年1月28日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり170,000円とすることを決定いたしました。また、公開買付者は、平成21年1月28日、野村證券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株当たり170,000円は当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前日である平成21年1月27日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値100,000円に対して70.00%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値98,361円（小数点以下四捨五入）に対して72.83%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値96,110円（小数点以下四捨五入）に対して76.88%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値125,525円（小数点以下四捨五入）に対して35.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(2) 新株予約権

本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、原則として対象者又は対象者子会社（第7回、第8回及び第9回新株予約権では対象者及び対象者グループ会社）の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることが要求されていることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

(3) 新株予約権付社債

対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権の平成21年1月28日現在における目的となる普通株式1株当たりの転換価額は886,250円です。他方、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における1株当たり取引価格は、平成17年6月上場以来、1株当たり転換価額の886,250円を下回る価格（平成17年10月20日行われた株式分割による影響調整後）で推移しており、特に近年では、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値が98,361円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値が96,110円、過去6ヶ月の終値の単純平均値が125,525円となっており、新株予約権の転換価額を大きく下回る状況が続いております。

対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権には、平成29年5月31日までは、対象者の前四半期会計期間の末日までの30連続取引日の期間中の任意の20取引日において、終値が当該前四半期末日における転換価額の120%を上回った場合にのみ（ただし、平成29年6月1日以降は、終値が当該取引日における転換価額の120%を1日でも上回った場合）新株予約権を行使できる旨の転換制限条項が付されておりますが、本公開買付けを開始した場合には当該転換制限条項は適用されないものとされております。

また、新株予約権付社債は、平成30年5月14日を償還期限とし、同日に額面金額の100%で償還されるものですが、その保有者が、選択的償還期日において、その額面金額の100%で償還するように対象者に請求することができる旨の繰上償還請求権が付されています。

公開買付者は、上記の取引価格の状況や対象者と類似した信用力を有する債券の利回り等を検討した結果、対象者の新株予約権付社債の価値は、平成21年5月12日に償還期限を迎える社債と実質的に同価値であると考え、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

なお、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求しないことを前提とした場合の対象者の新株予約権付社債の価値は、これを大きく下回るものと考えております。これは、その後到来する選択的償還期日や償還期日までの期間が、平成21年5月12日までの期間よりも長いため、社債部分の価値が、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求した場合の価値よりも低くなる一方、上記の取引価格の状況等を踏まえると、新株予約権部分の価値が限定的であるためです。

なお、本公開買付けの開始により新株予約権付社債に付された新株予約権の行使が可能となるとしても、平成21年5月12日までに東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の取引価格が転換価額を上回る見込みが極めて低く、同日までを行使期間とみた場合の新株予約権部分の価値は実質的に無価値と考えております。そのため、公開買付者は、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間が終了した後に、社債権者集会を開催し、対象者が額面金額の104%（予定）で残存する新株予約権付社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するために必要な手続きをとる旨を、平成21年1月28日開催の取締役会において決議しております。なお、上記の償還金額である額面金額の104%（予定）は、対象者が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、新株予約権付社債が繰上償還条項に基づき平成21年5月13日から平成22年5月12日までの間に繰上償還されるときに適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。この社債要項及び信託証書の改定が社債権者集会において可決された場合、新株予約権付社債は、本公開買付けの決済後に対象者において繰上償還される見込みです。

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者グループは良いコンセプトを持ったグローバル展開のポテンシャルが高いブランドを公開買付者グループの資金力や事業基盤を活かしてグローバルブランドに育てていきたいと考えており、その一環として平成16年1月に対象者への資本参加をいたしました。それ以来、公開買付者と対象者は、それぞれの独立性を尊重しつつ、お互いのノウハウ・強みの共有化を行うとともに、公開買付者は対象者に取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、協力体制を構築して参りました。</p> <p>しかしながら、公開買付者グループのグローバルブランド事業を主力事業の一つとして更に成長させていくためには、対象者とのより強固な協力体制を構築していくことが必要と判断いたしました。加えて、公開買付者グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図ることにより、対象者の更なる事業基盤の強化を図ることができると判断し、対象者を公開買付者の100%子会社とすることを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。</p> <p>対象者は、本書提出日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は間接保有を含め、対象者普通株式51,360株（所有株式数割合32.32%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務しています。また、現在の対象者の役員は原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に関与していくことを想定しています。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、独立した財務アドバイザーであり第三者算定機関である野村證券より株式価値算定書を平成21年1月28日に取得しています。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="454 1137 890 1249"><tr><td>市場株価平均法</td><td>95,400円～96,900円</td></tr><tr><td>類似会社比較法</td><td>21,568円～72,291円</td></tr><tr><td>DCF法</td><td>122,150円～196,407円</td></tr></table> <p>本公開買付価格を決定するに至った経緯について</p> <p>公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の大株主である佐々木氏らと協議・交渉を行った結果及び投資委員会の答申等も踏まえ、最終的に平成21年1月28日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり170,000円と決定しました。</p> <p>本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格は、上記「算定の基礎」の「(2)本新株予約権」に記載したとおり、公開買付者が本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権1個当たり1円と決定いたしました。</p> <p>本公開買付けにおける新株予約権付社債の買付価格は、上記「算定の基礎」の「(3)新株予約権付社債」に記載したとおり、対象者の新株予約権付社債の価値は、平成21年5月12日に償還期限を迎える社債と実質的に同価値であると考えられ、当該期限までの期間や、債券の利回り等を踏まえ、新株予約権付社債1個（各社債の額面金額500万円）当たり4,950,000円と決定いたしました。</p>	市場株価平均法	95,400円～96,900円	類似会社比較法	21,568円～72,291円	DCF法	122,150円～196,407円
市場株価平均法	95,400円～96,900円						
類似会社比較法	21,568円～72,291円						
DCF法	122,150円～196,407円						

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である野村證券を財務アドバイザーとして選任するとともに、公開買付者及び対象者から独立した法律顧問である西村あさひ法律事務所の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、間接保有を含め、対象者普通株式51,360株(所有株式数割合32.32%)を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務していることから、本公開買付けを含む取引の判断プロセスの公正性・透明性を高めるため、平成21年1月9日、公開買付者内部に、公開買付者の社外取締役及び監査役から構成された投資委員会を設置しました。投資委員会の委員には、社外取締役半林亨、社外取締役服部暢達、常勤監査役田中明、社外監査役清水紀彦、及び社外監査役渡邊顯の5名が選任されております。公開買付者の取締役会は、投資委員会に対し、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することの是非、及び、本公開買付価格の妥当性について諮問しました。投資委員会は、本公開買付けを含む取引の実行が、公開買付者の企業価値を向上させ、公開買付者の株主の利益にどうか、本公開買付価格を含む取引の対価及び条件が、公開買付者及び公開買付者の株主にとって妥当なものであるか、及び、本公開買付けを含む取引のスキーム全体が手続的観点から適正なものであるか、という観点に留意して検討を行った結果、平成21年1月28日、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することは妥当である旨、及び、本公開買付価格は妥当である旨の答申を公開買付者の取締役会に対して行いました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、独立した財務アドバイザーで第三者算定機関である野村證券に対し、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼しました。その上で、公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の大株主である佐々木氏らと協議・交渉を行った結果及び投資委員会の答申等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定しました。野村證券から取得した株式価値算定書における株式価値算定の概要は、上記「算定の基礎」の「(1)普通株式」に記載のとおりです。また、公開買付者は、平成21年1月28日、野村證券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株当たり170,000円は当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

なお、公開買付者の代表取締役会長兼社長である柳井正は対象者の取締役会長を、また、公開買付者の取締役である松下正は対象者の社外取締役を兼務しております。そのため、両氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議及び決議には参加せず、公開買付者の取締役の立場で、対象者及び佐々木氏らとの協議・交渉には参加しておりません。また、公開買付者の社外監査役である安本隆晴は対象者の社外監査役を兼務しております。そのため、同氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議には参加せず、意見の表明も行っておりません。

対象者における検討

一方、対象者は、対象者の財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者である日興シティグループ証券を選定し、対象者普通株式価値の算定を依頼しました。これに基づき、対象者は、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、平成21年1月28日付で、対象者普通株式の価値に関する普通株式価値算定書を取得いたしました。普通株式価値算定書において、日興シティグループ証券は市場株価分析及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）分析の各手法を用いて対象者普通株式の価値評価を行いました。

また、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会に先立って、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書を受領するとともに、それに関する説明を受けております。

対象者取締役会は、平成21年1月8日、その決議に基づき、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに関し、取締役会は賛同すべきか、反対すべきか、又は意見を留保すべきかについて、特別委員会に対し諮問いたしました。特別委員会の委員としては、対象者及び公開買付者から独立性を有し、弁護士である土井悦生氏、並びに公開買付者から独立性のある対象者常勤監査役である鮫島昭夫氏及び上野伸司氏の3名を選定しています。特別委員会は、平成21年1月8日より、本公開買付けが公正な手続きを通じて行われ対象者の株主の利益に配慮がなされているか等の観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。また、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が対象者に対して提出した普通株式価値算定書を参考とするとともに、日興シティグループ証券から、本公開買付けにおける普通株式の買付価格についての公開買付者との間の協議・交渉の状況についての報告及び本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性についての説明を受けました。さらに、特別委員会は、対象者の法務アドバイザーとは別に自ら法務アドバイザーを選任し、諮問事項に対する答申の内容及び方法について法的な観点から助言を受けました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月28日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けに関しては、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮がなされており、本公開買付けにおける普通株式の買付価格に関して特段の異議はない旨の答申を提出しました。

これを受けて、対象者取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえて、当該特別委員会の答申内容、日興シティグループ証券より受領した本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書の内容及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、公開買付者との更なる提携の強化を通じて得られる公開買付者の有する経営資源活用の可能性及び対象者が公開買付者の100%子会社となることにより対象者に生じる業務面及び財務面のシナジー効果等から、本公開買付けが対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付けにおける普通株式の買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者の普通株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。なお、対象者は上記取締役会において、対象者の普通株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨、並びに、本新株予約権及び新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者及び新株予約権付社債の保有者の判断に委ねる旨をあわせて決議しています。

	<p>なお、対象者の取締役のうち、柳井正及び松下正は、それぞれ公開買付者の代表取締役、取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。また、対象者代表取締役社長である佐々木氏については、対象者の筆頭株主であって、その所有株式数割合も直接間接合計で33.83%にのぼり、かつ、公開買付者との間で、保有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、本公開買付けに対する賛同に係る議案においては議長を務めず、互選により畑誠氏を議長としているほか、当該議案に係る審議においては一切意見の表明を行わず、決議においては棄権いたしました。</p> <p>さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役のうち、安本隆晴氏は、公開買付者の社外監査役を兼務しており、また、高井健?氏は、公開買付者のコード・オブ・コンダクト委員会委員及び企業取引倫理委員会委員を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
124,636 (株)	(株)	(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成21年1月14日に提出した第11期第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の発行済株式総数(158,920株)から公開買付者らが保有する株式数(51,360株)を控除し同四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の本新株予約権及び新株予約権付社債の目的である対象者株式の数の合計数(17,076株)を加えたものになります。

(注2) 本公開買付け期間の末日までに対象者の本新株予約権又は新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	124,636
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	17,076
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年1月29日現在)(個)(d)	23,200
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年1月29日現在)(個)(g)	76,107
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成20年8月31日現在)(個)(j)	158,920
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	71.12
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としておりますが、特別関係者のうち、公開買付者の完全子会社であるGR社及びGI社の所有する普通株式(両社合計で28,160株)については本公開買付けには応募しない予定であるため、特別関係者の所有株券等のうちの47,947株が本公開買付けの対象となります。したがって、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その議決権の数47,947個は分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年1月14日に提出した第11期第1四半期報告書に記載された平成20年8月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては対象者の本新株予約権又は新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の発行済株式総数(158,920株)に、同第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の本新株予約権及び新株予約権付社債が行使されることにより発行される可能性のある対象者株式の最大数(平成20年11月30日以降本書提出日までに本新株予約権又は新株予約権付社債が行使されたことにより発行された対象者株式の数を含み、本公開買付け開始期間の末日までに新株予約権の行使期間の到来しない本新株予約権の目的となる株式の数を除きます。)にかかる議決権の数である16,326個を加えた175,246個を分母として計算しております。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正法を含みます。以下「H S R法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（あわせて以下「反トラスト局等」と総称します。）に対し、本公開買付けによる株式取得（以下本項において「本件株式取得」といいます。）の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則15日間ですが、追加情報の請求により延長される場合もあります。）中に反トラスト局等が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、H S R法との関係では、公開買付者は同待機期間経過後に本件株式取得を行うことができます。

なお、当該届出は、本書の提出日以降に提出される予定です。

本公開買付けに係る期間満了の前日までに、上記の待機期間が終了せず、かつ、別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、本公開買付けに係る期間満了の前日までに、上記待機期間又は調査期間が終了せず、かつ、別途承認も得られない場合は、後記「第1 公開買付要項 - 11 その他買付け等の条件及び方法 - (2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の申込みに対する承諾又は売付け等の申し込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります（注1）。なお、新株予約権付社債を応募される方は、外国証券取引口座を設定していただく必要があります。

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

本新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権証券及び対象者より発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、新株予約権付社債の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権付社債券をご提出ください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

本新株予約権の譲渡には対象者の取締役会の承認が必要ですが、対象者は、本新株予約権を取得したとしても行使することができない公開買付者に対する本新株予約権の譲渡を承認しない方針とのことです。

新株予約権付社債の応募につきましては、新株予約権付社債の包括大券が、欧州の証券決済機関であるユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ (Euroclear Bank S.A./N.V.) 又はクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム (Clearstream Banking, societe anonyme) の共通保管機関に保管されている場合は、新株予約権付社債券の提出は必要ありませんが、公開買付期間中に、ユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイにおける公開買付代理人の顧客決済口座に、応募する新株予約権付社債を移管していただくことが必要となります。新株予約権付社債の応募に際しては、当該公開買付代理人の顧客決済口座への外国証券保管依頼書を、公開買付応募申込書とあわせて提出していただきます。なお、かかる手続きを経た新株予約権付社債の社債権者は、公開買付代理人における口座が開設された後、本公開買付けが成立し、当該新株予約権付社債の決済が行われるまでの間、当該口座において新株予約権付社債を保有することとなります。

公開買付期間末日までに、本新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される対象者株式も本公開買付けの対象とします。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（株主並びに本新株予約権及び新株予約権付社債の保有者をいいます。またこれら株主等が法人等である場合を含み、以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。また、本人確認書類をご提出いただく必要があります。（注1）

日本国の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。

公開買付者により本公開買付けが撤回され、応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1）ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要となります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内である必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。その場合は、野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的

なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「第1 公開買付要項 - 10 決済の方法 - (4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	29,591,010,750
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	9,000,000
合計(a) + (b) + (c)	29,750,010,750

(注1) 「買付代金(円)」欄には、対象者が平成21年1月14日に提出した第11期第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の発行済株式総数(158,920株)から公開買付者が保有する対象者普通株式の数(51,360株)を控除し、同第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の本新株予約権のうち本公開買付けに係る公開買付期間中に行使期間がある新株予約権が行使されることにより発行される可能性のある対象者普通株式の数(4,193株)を加えた数に対象者普通株式1株当たりの買付価格(170,000円)を乗じた金額、同第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の本新株予約権のうち本公開買付けに係る公開買付期間中に行使期間が到来しない新株予約権の個数(750個)に新株予約権1個当たりの買付価格(1円)を乗じた金額、及び同第1四半期報告書に記載された新株予約権付社債の個数(2,140個)に新株予約権付社債1個当たりの買付価格(4,950,000円)を乗じた金額の合計額を記載しております。

(注2) 「買付手数料」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	35,111,662
計(a)	35,111,662

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

35,111,662千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成21年3月19日(木曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます。(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「第1 公開買付要項 - 11 その他買付け等の条件及び方法 - (2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人（新株予約権付社債につきましてはユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ）により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びワないしソ、第3号イないしチ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「第1 公開買付要項 - 7 応募及び契約の解除の方法 - (2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本書の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。本書を入手する方におかれましては、かかる制約について自ら了知しこれを遵守することが要求されることをご承知おきください。

本公開買付けに関連する事項で、連合王国の国内で若しくは同国内から行われ、又は同国に關係するものについては、適用のある連合王国2000年金融サービス市場法の規定が遵守される必要があります。本書及び関連するその他の文書又は資料による情報伝達は、連合王国2000年金融サービス市場法第21条の目的において授權された者によって行われるものではなく、本書は当該授權された者によって承認されたものではありません。従って、本書及び関連するその他の文書又は資料は、連合王国の一般国民に対しては配付されず、また回覧されてはなりません。本書及び関連するその他の文書又は資料による情報伝達は、(a) 連合王国外の者、(b) (2000年金融サービス市場法(金融営業活動)2005年命令(以後の改正を含み、以下「金融営業活動命令」といいます。)第19(5)条に定義される)投資専門家、若しくは金融営業活動命令第43条及び第49条に該当する者、又は金融営業活動命令のもとで本書を適法に伝達することができるその他の者、又は(c) その他本書を適法に伝達することができる者(これらを総称して、以下「適格当事者」といいます。)のみに宛てられ又は向けられています。適格当事者のみが、本書及び関連するその他の文書又は資料を入手することができ、また、その対象となる取引に参加又は関与することができ、適格当事者以外の者は本書に基づき行為し又は本書に依拠することはできません。

本公開買付けは、イタリア共和国(以下「イタリア」といいます。)においては実施されません。本公開買付け及び本書は、イタリアの法令による国家証券委員会(Commissione Nazionale per le Società e la Borsa(CONSOB))の許可手続きに付されておらず、またイタリア国内の投資家に向けられたものではありません。したがって、本書に関連する普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債の保有者は、イタリアに所在し又は居住する限りにおいて、本公開買付けに参加することはできず、かつ本公開買付けにおいて普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債を応募することはできず、当該者から受領された応募は全て無効であるものとし、本書及び本公開買付け又は普通株式、本新株予約権若しくは新株予約権付社債に関連するその他の書類又は資料は、イタリアにおいては配布されず、入手可能とならないことをご承知おきください。

本書は、ベルギー銀行金融保険委員会による認可につき届出がなされておらず、従って、本公開買付けは、ベルギー王国(以下「ベルギー」といいます。)国内において、証券の公募に関する2003年4月22日付法律及び金融取引の公衆性に関する1999年7月7日付国王令(それぞれについて、その後の改正及び置換を含みます。)において定義された公募として行うことができません。その結果、本公開買付けは、ベルギーにおいて、250,000ユーロ以上相当の日本円と交換に普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債を応募する者、又は1999年7月7日付国王令第3条第2項に定められた適格専門投資家で自己勘定で取引する者、又は下記に定める表明をすることのできる者に対してのみ実施され、これら以外の者が応募することはできません。

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、フランス共和国(以下「フランス」といいます。)の一般国民に対しては実施されません。本書及び本公開買付けに関連するその他の書類又は資料は、現時点又は将来において、フランスの一般国民には配布されておらず、将来もされず、フランス通貨金融法典(Code monétaire et financier)第L.411-2条及び第D.411-1条乃至第D.411-3条に定義されかつこれに基づく、() 第三者の勘定の資産運用に関連する投資サービスを提供する者並びに/又は() 個人を除く適格投資家(investisseurs qualifiés)で自己勘定で取引する者のみが、本公開買付けに参加する資格を有します。本書は、現時点又は将来において、フランス金融市場庁(Autorité des Marchés Financiers)に提出されず、その承認を受けておらず、また将来も受けません。

本公開買付け及び本書に記載された情報は、ルクセンブルクにおける証券の公開買付けを構成せず、またそのように解することはできません。

本書は、本書に関連する普通株式、本新株予約権若しくは新株予約権付社債の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を違法とする法域においてはかかる申込み又は勧誘を構成するものではなく、かかる申込み又は勧誘を違法とする法域においては、当該普通株式の株主、本新株予約権者及び新株予約権付社債の社債権者からの本公開買付けにおける当該普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債の応募は承諾されません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は日本における常任代理人)は、公開買付者に対し、以下の旨の表明及び保証を行うものとみなされます。

- ・当該応募株主等に対して本公開買付けに関する勧誘を行うことが適用証券法令において違法ではないこと。
- ・当該応募株主が、(a) 連合王国外の者、(b) (金融営業活動命令)第19(5)条に定義される)投資専門家に該当する者、金融営業活動命令第43条若しくは第49条に該当する者、又は金融営業活動命令のもとで本書を適法に伝達することができるその他の者、又は(c) その他本書を適法に伝達することができる者、のいずれかに該当すること。

- . 当該応募株主等がベルギーに所在又は居住していないこと、又はベルギーに所在若しくは居住し、() 250,000ユーロ以上相当の日本円と交換に普通株式、本新株予約権若しくは新株予約権付社債を応募する者である、() 金融取引の公衆性に関する1999年7月7日付ベルギー国王令第3条第2項に定められた適格専門投資家で自己勘定により取引する者である、又は() ベルギーの媒体により公表された情報により又は公開買付代理人若しくは公開買付者により若しくはそのために(書面又は電子的方法により)送付された文書により本公開買付けに関する情報を入手したことはなく、本公開買付けが上記国王令第2条の意味において公衆性を有することを認識しておらず、かつそう信じる理由もないこと。
- . 当該応募株主等がイタリアに居住せず又は所在していないこと。
- . 当該応募株主等が() フランスに居住しておらず、若しくはフランス国民ではないこと、又は() フランスに居住しており、若しくはフランス国民であり、(a) 第三者の勘定により資産運用に関連する投資サービスを提供する者並びに / 又は(b) 個人を除く適格投資家 (investisseur qualifié) であること (いずれもフランス通貨金融法典 (Code monétaire et financier) 第 L . 411-2条及び第 D . 411-1条乃至第 D . 411-3条に定義されかつこれに基づきます。) 。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

昭和24年3月、山口県宇部市に当社の前身である「メンズショップ小郡商事」を現代表取締役会長兼社長柳井正の実父柳井等が開業し、その後、経営基盤を整備するため法人化し、昭和38年5月「小郡商事株式会社」を設立いたしました。

昭和59年6月、広島県広島市にカジュアルウエアの販売店「ユニクロ袋町店」を出店し、カジュアルウエア販売店としての第一歩を踏み出しました。

現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
昭和38年5月	個人営業を引継ぎ、資本金6百万円にて小郡商事株式会社を設立し、本店を山口県宇部市大字小串63番地147(現 山口県宇部市中央町二丁目12番12号)におく
昭和59年6月	広島県第1号店を広島市に出店(ユニクロ袋町店、平成3年8月閉店)し、「ユニクロ」という店名でカジュアルウエア小売業に進出
平成3年9月	行動指針を表象するため、商号を小郡商事株式会社から株式会社ファーストリテイリングに変更
平成4年4月	紳士服販売店OS本店をユニクロ恩田店(平成13年6月閉店)に業態変更し、全店をカジュアルウエア販売店「ユニクロ」に統一
平成6年4月	ユニクロ日本国内直営店舗数が100店舗を超える(直営店109店舗、フランチャイズ店7店舗)
平成6年7月	広島証券取引所に株式を上場
平成8年2月	安定した商品供給体制の確立の一環として、中国山東省にニチメン株式会社や中国企業を含む5社により山東宏利綿針織有限公司を設立
平成8年3月	ユニクロ日本国内直営店舗数が200店舗を超える(直営店205店舗、フランチャイズ店10店舗)
平成9年4月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成9年11月	ユニクロ日本国内直営店舗数が300店舗を超える(直営店309店舗、フランチャイズ店11店舗)
平成10年2月	事業拡大に対応する本部機能充実のため、本社新社屋(山口県山口市佐山717番地1)を建設し移転
平成10年11月	首都圏初の都心型店舗を東京都渋谷区に出店(ユニクロ原宿店)
平成11年2月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
平成11年4月	生産管理業務のさらなる充実を図るため、中国上海市に上海事務所を開設
平成12年4月	ユニクロ日本国内直営店舗数が400店舗を超える(直営店417店舗、フランチャイズ12店舗)
平成12年4月	東京都渋谷区に東京本部を開設
平成12年6月	FAST RETAILING(U.K.)LTDを設立(平成16年8月解散決議、平成19年11月清算終了)
平成12年6月	お客様の利便性向上と当社商品の認知度向上のため、首都圏JR東日本駅内にユニクロ商品を販売する店舗を開店する業務提携を東日本旅客鉄道株式会社および東日本キヨスク株式会社と締結
平成12年10月	新たな販売チャンネル開拓とお客様の利便性を高めるため、インターネット通信販売業務を開始
平成13年4月	ユニクロ日本国内直営店舗数が500店舗を超える(直営店503店舗、フランチャイズ12店舗)
平成13年8月	迅銷(江蘇)服飾有限公司を設立
平成13年9月	FAST RETAILING(U.K.)LTDが英国ロンドン市に4店舗をオープンし、英国における営業を開始
平成14年4月	ファッション性のある新しいベーシック商品を開発するデザイン力を強化するため、ユニクロデザイン研究室を開設
平成14年9月	迅銷(江蘇)服飾有限公司が中国上海市に2店舗をオープンし、中国における営業を開始
平成15年6月	東京本部を東京都大田区に移転
平成15年8月	FAST RETAILING(U.K.)LTDから営業業務を引継ぐため、UNIQLO(U.K.)LTD.を設立
平成15年11月	ユニクロ日本国内直営店舗数が600店舗を超える(直営店604店舗、フランチャイズ14店舗)
平成16年1月	キャリアアパレルブランド「Theory」を展開する株式会社リンク・ホールディングス(現 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス)に出資
平成16年8月	資本準備金7,000百万円を資本金に組み入れ、資本金を10,273百万円に増資
平成16年10月	ユニクロ初500坪級の大型店、ユニクロ心齋橋筋店(大阪府大阪市)を出店

年月	概要
平成16年11月	UNIQLO USA, Inc.を設立
平成16年12月	ロッテショッピング社(韓国)との間で合弁会社、FRL Korea Co., LTD.を設立
平成16年12月	商品開発力強化を目的として、UNIQLO Design Studio, New York, Inc.を設立
平成17年3月	靴小売事業を展開する株式会社ワンゾーン(旧 株式会社靴のマルトミ)の株式を取得し、子会社化
平成17年3月	UNIQLO HONG KONG, LIMITEDを設立
平成17年4月	FR FRANCE S.A.S.及びGLOBAL RETAILING FRANCE S.A.S.(現 UNIQLO FRANCE S.A.S.)を設立
平成17年5月	フランスを中心に欧州でフレンチカジュアルブランド「COMPTOIR DES COTONNIERS(コントワー・デ・コトニエ)」を展開するNELSON FINANCES S.A.S.(現 Creations Nelson S.A.S.)の経営権を取得し、子会社化
平成17年9月	「ASPESI」ブランドを展開する株式会社シールド(現 アスベジ・ジャパン株式会社)の株式を取得し、子会社化(平成20年7月株式売却)
平成17年11月	ユニクロ事業の再強化及び新規事業の拡大を目的として、持株会社体制に移行
平成18年2月	フランスの代表的なランジェリーブランド「PRINCESSE TAM.TAM(プリンセス タム・タム)」を展開するPETIT VEHICULE S.A.S.の株式を取得し、子会社化
平成18年3月	「ユニクロ」に次ぐブランド開発として、より低価格なカジュアル衣料品を販売する新ブランド運営会社株式会社ジーユーを設立
平成18年3月	東京本部を東京都千代田区に移転
平成18年4月	婦人服専門店を展開する株式会社キャピンの株式を取得し、関連会社化
平成18年6月	ユニクロ日本国内直営店舗数が700店舗を超える(直営店703店舗、フランチャイズ17店舗)
平成18年8月	株式会社キャピンの株式を追加取得し、子会社化
平成18年11月	婦人靴専門店を展開する株式会社ビューカンパニーに出資
平成18年11月	ユニクロ初の1000坪のグローバル旗艦店、ユニクロ ソーホー ニューヨーク店(米国ニューヨーク、ソーホー地区)を出店
平成18年12月	迅銷(江蘇)服飾有限公司から営業業務を引継ぐため、迅銷(中国)商貿有限公司を設立
平成19年3月	ユニクロ日本初の1000坪級の大型店、ユニクロ神戸ハーバーランド店(兵庫県神戸市)を出店
平成19年11月	ヨーロッパ初のグローバル旗艦店、311 オックスフォード ストリート店(英国ロンドン)を出店
平成20年2月	株式会社ビューカンパニーの株式を追加取得し、子会社化
平成20年9月	株式会社ワンゾーン、株式会社ジーユー、株式会社ビューカンパニーの3社を経営統合し、株式会社GOVリテイリングとして営業開始

(注) ユニクロとは、ユニーク・クロージング・ウェアハウスの略称であります。

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

1. 次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること
 - (1) 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売
 - (2) 装飾品の輸入、企画、製造及び販売
 - (3) 靴、靴用品及び鞆の輸出入、企画、製造及び販売
 - (4) 化粧品、スキンケア製品、及びヘアケア製品の販売
 - (5) コンパクトディスク等の情報記録物の企画及び販売
 - (6) ゴルフ練習場の経営
 - (7) ゴルフ用品の販売
 - (8) 飲食店の経営
 - (9) 広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買
 - (10) コンピューターシステムの運用支援
 - (11) 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
 - (12) 関連会社に対する貸付、保証及び投資
 - (13) 損害保険代理業
 - (14) 不動産賃貸及び管理業
 - (15) 企業研修施設の経営
 - (16) 前各号に附帯する一切の事業
2. コンピューターソフトウェア及びコンピューターネットワークシステムの利用許諾
3. コンピューター並びに関連機器の賃貸及び導入指導
4. 知的財産権（特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
5. 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
6. 関連会社に対する貸付、保証及び投資
7. 損害保険代理業
8. 不動産賃貸及び管理業
9. 前各号に附帯する一切の事業

2) 事業の内容

当社グループは、株式会社ファーストリテイリング(当社)、連結子会社22社、非連結子会社1社、持分法適用関連会社1社、持分法非適用関連会社1社により構成されております。

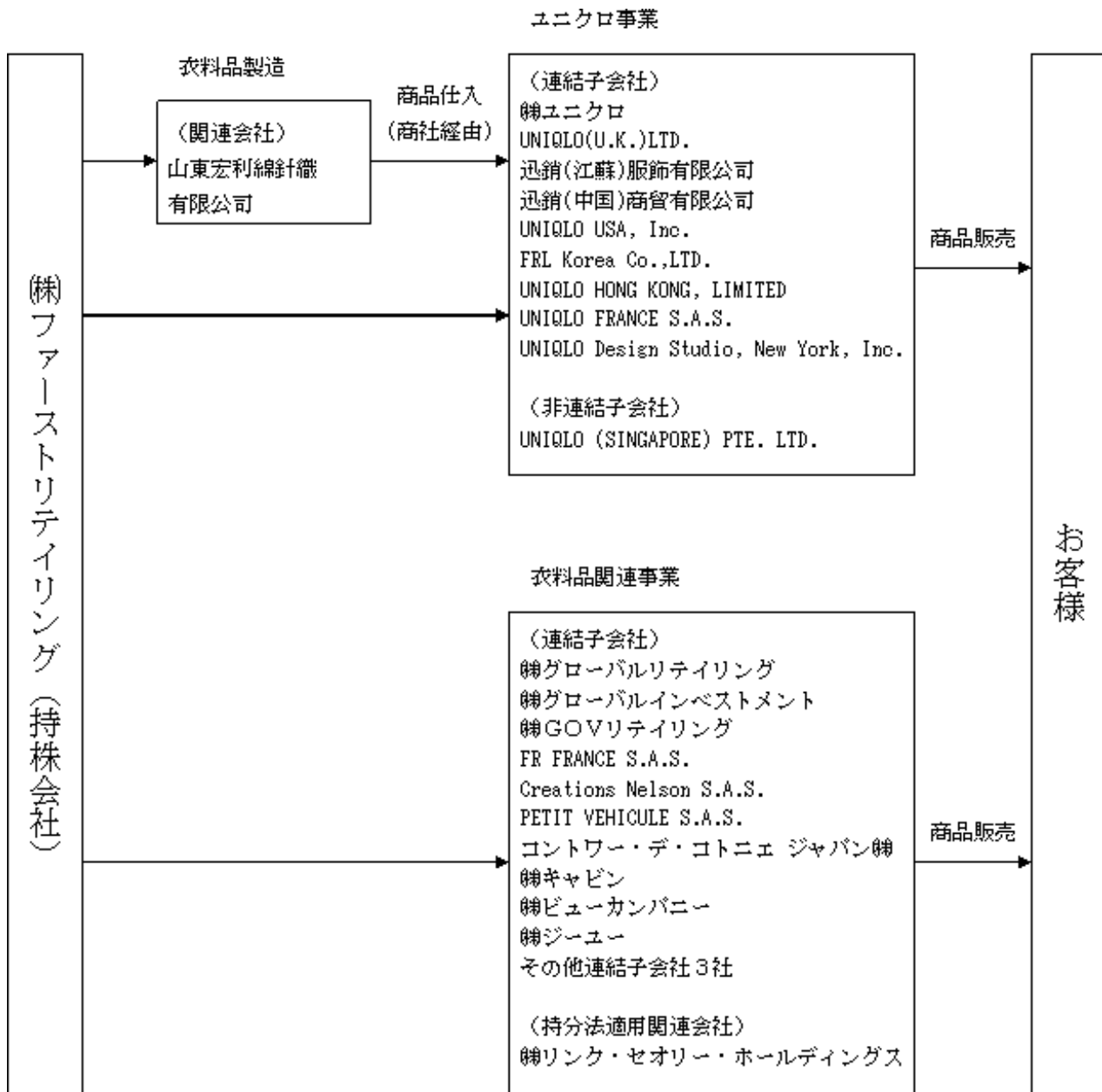
当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

事業区分	会社名
持株会社	(株)ファーストリテイリング(当社)
ユニクロ事業	(株)ユニクロ(連結子会社)
	UNIQLO(U.K.)LTD.(連結子会社)
	迅銷(江蘇)服飾有限公司(連結子会社)
	迅銷(中国)商貿有限公司(連結子会社)
	UNIQLO USA, Inc.(連結子会社)
	FRL Korea Co., LTD.(連結子会社)
	UNIQLO HONG KONG, LIMITED(連結子会社)
	UNIQLO FRANCE S.A.S.(連結子会社)
	UNIQLO Design Studio, New York, Inc.(連結子会社)
	UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.(非連結子会社)
衣料品関連事業	(株)グローバルリテイリング(連結子会社)
	(株)グローバルインベストメント(連結子会社)
	(株)GOVリテイリング(連結子会社)
	FR FRANCE S.A.S.(連結子会社)
	Creations Nelson S.A.S.(連結子会社)
	PETIT VEHICULE S.A.S.(連結子会社)
	コントワー・デ・コトニエ ジャパン(株)(連結子会社)
	(株)ジーユー(連結子会社)
	(株)キャビン(連結子会社)
	(株)ビューカンパニー(連結子会社) その他連結子会社3社
	(株)リンク・セオリー・ホールディングス(持分法適用関連会社) (東京証券取引所マザーズ上場)
山東宏利綿針織有限公司(持分法非適用関連会社)	

- (注) 1 ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドの国内・海外におけるカジュアル衣料品販売事業であります。
2 衣料品関連事業とは、国内・海外における衣料品の企画、販売及び製造事業等であります。
3 (株)ビューカンパニーは、平成21年2月20日開催予定の同社株主総会において、解散決議を行う予定であります。

事業の系統図は次のとおりです。

【事業の系統図】



(注) 株ビューカンパニーは、平成21年2月20日開催予定の同社株主総会において、解散決議を行う予定であります。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成21年1月29日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,273,953,170円	106,073,656株

【大株主】

平成20年8月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
柳井 正	東京都渋谷区	28,297	26.68
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	7,113	6.71
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,372	6.01
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,788	5.46
柳井 一海	東京都渋谷区	4,781	4.51
柳井 康治	東京都渋谷区	4,780	4.51
有限会社Fight&Step	東京都目黒区三田1丁目4-3	4,750	4.48
有限会社MASTERMIND	東京都目黒区三田1丁目4-3	3,610	3.40
ビー・エヌ・ピー・パリバ証券 会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	3,063	2.89
ドレスナ・クラインオット証券 会社	東京都港区六本木1丁目6-1	2,352	2.22
計		70,910	66.85

(注) 1 所有株式数は、千株未満を切り捨てて記載しております。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は全て信託業務によるものであります。

3 第48期第1四半期会計期間において、平成20年9月8日付で野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.、野村アセットマネジメント株式会社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年9月1日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	459	0.43
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, St. Martin's-le Grand London EC1A 4NP, England	628	0.59
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, N.Y. 10281-1198, USA	61	0.06
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	4,194	3.95

4 第48期第1四半期会計期間において、平成20年11月19日付でJ.P. Morgan Whitefriars Inc.及びその共同保有者であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、J.P. Morgan Securities Ltd.から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年11月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
J.P. Morgan Whitefriars Inc.	500 Stanton Cristiana Road, Newark, Delaware 19713, USA	1,995	1.88
JPモルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	605	0.57
J.P. Morgan Securities Ltd.	125 London Wall, London EC2Y 5AJ, UK	4,222	3.98

- 5 第48期第2四半期会計期間において、平成21年1月8日付で野村証券株式会社及びその共同保有者である NOMURA INTERNATIONAL PLC、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.、野村アセットマネジメント株式会社から提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成20年12月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	342	0.32
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, St. Martin's-le Grand London EC1A 4NP, England	88	0.08
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, N.Y. 10281-1198, USA	53	0.05
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	3,909	3.69

- 6 上記のほか当社所有の自己株式4,223,500株（所有割合3.98%）があります。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成21年1月29日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長	CEO	柳井 正	昭和24年2月7日生	昭和47年8月 当社入社 昭和47年9月 当社取締役 昭和48年8月 当社専務取締役 昭和59年9月 当社代表取締役社長 平成13年6月 ソフトバンク㈱取締役(現任) 平成14年11月 当社代表取締役会長 平成15年10月 ㈱グローバルリテイリング代表取締役会長 平成15年10月 ㈱グローバルインベストメント代表取締役会 長 平成16年2月 ㈱リンク・ホールディングス(現㈱リンク・ セオリー・ホールディングス)代表取締役会 長 平成16年11月 UNIQLO USA,Inc.Chairman(現任) 平成17年3月 ㈱ワンゾーン(現㈱GOVリテイリング)代表 取締役会長 平成17年4月 ㈱リンク・セオリー・ホールディングス取締 役会長(現任) 平成17年4月 FR FRANCE S.A.S. Chairman 平成17年4月 GLOBAL RETAILING FRANCE S.A.S.(現 UNIQLO FRANCE S.A.S.) Chairman 平成17年6月 スパークス・アセット・マネジメント投信㈱ (現スパークス・グループ㈱)取締役 平成17年9月 当社代表取締役会長兼社長(現任) 平成17年9月 ㈱グローバルリテイリング代表取締役会長兼 社長 平成17年9月 ㈱グローバルインベストメント代表取締役会 長兼社長 平成17年11月 ㈱ユニクロ代表取締役会長兼社長(現任) 平成17年11月 UNIQLO(U.K.)LTD.Chairman(現任) 平成18年3月 ㈱ジーユー代表取締役会長(現任) 平成18年5月 ㈱キャビン代表取締役会長 平成18年9月 ㈱グローバルリテイリング代表取締役(現 任) 平成18年9月 ㈱グローバルインベストメント代表取締役 (現任) 平成19年1月 ㈱ビューカンパニー取締役(現任) 平成20年9月 ㈱キャビン取締役会長(現任) 平成20年9月 ㈱GOVリテイリング取締役会長(現任) 平成20年9月 FR FRANCE S.A.S. Chairman兼CEO(現任)	28,297

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		松下 正	昭和35年7月28日生	<p>昭和61年4月 品川区役所主事 選挙管理委員会事務局書記</p> <p>平成元年4月 東京弁護士会 弁護士登録</p> <p>平成8年10月 東京青山法律事務所パートナー</p> <p>平成10年1月 ジーイー横河メディカルシステム㈱入社</p> <p>平成11年1月 同社取締役</p> <p>平成12年2月 GEメディカルシステムズ(米国)上級法律顧問</p> <p>平成12年11月 GEメディカルシステムズ(台湾)総経理</p> <p>平成14年2月 ジーイー横河メディカルシステム㈱取締役GPC事業部統括</p> <p>平成15年3月 日本ゼネラル・エレクトリック㈱取締役副社長</p> <p>平成16年5月 GEコンシューマー・ファイナンス㈱シニアカウンセル&コンプライアンス/オーディットリーダー</p> <p>平成17年7月 当社顧問</p> <p>平成17年9月 当社取締役(現任)</p> <p>平成17年11月 ㈱ユニクロ取締役(現任)</p> <p>平成17年11月 迅銷(江蘇)服飾有限公司 董事長</p> <p>平成18年5月 ㈱キャビン監査役</p> <p>平成18年7月 FR FRANCE S.A.S. President</p> <p>平成18年9月 ㈱グローバルリテイリング代表取締役(現任)</p> <p>平成18年9月 ㈱グローバルインベストメント代表取締役(現任)</p> <p>平成18年12月 迅銷(中国)商貿有限公司 董事長</p> <p>平成19年3月 Creations Nelson S.A.S. 会長兼CEO</p> <p>平成19年3月 コントワー・デ・コトニエ ジャパン㈱ 代表取締役会長</p> <p>平成19年6月 PETIT VEHICULE S.A.S. 会長兼CEO</p> <p>平成19年11月 ㈱リンク・セオリー・ホールディングス取締役(現任)</p>	3
取締役		半林 亨	昭和12年1月7日生	<p>昭和34年4月 日綿實業㈱(現双日㈱)入社</p> <p>平成元年6月 ニチメン㈱(現双日㈱)取締役</p> <p>平成5年6月 同社代表取締役常務</p> <p>平成7年6月 同社代表取締役専務</p> <p>平成11年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>平成12年3月 日本国際貿易促進協会副会長</p> <p>平成12年10月 ニチメン㈱(現双日㈱)代表取締役社長</p> <p>平成14年5月 中国陝西省人民政府 国際高級経済顧問(現任)</p> <p>平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス㈱(現双日㈱)代表取締役会長・Co-CEO</p> <p>平成16年6月 双日ホールディングス㈱(現双日㈱)特別顧問</p> <p>平成16年6月 中国黒龍江省経済顧問(現任)</p> <p>平成16年6月 ユニチカ㈱監査役(現任)</p> <p>平成17年11月 当社取締役(現任)</p> <p>平成19年6月 前田建設工業㈱取締役(現任)</p> <p>平成20年11月 ㈱ジョイント・コーポレーション取締役(現任)</p>	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役		服部 暢 達	昭和32年12月25日生	昭和56年4月 平成元年5月 平成元年6月 平成10年11月 平成15年10月 平成17年7月 平成17年11月 平成18年10月	日産自動車(株)入社 米国マサチューセッツ工科大学スローン経営 大学院修士課程修了 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパ ニーニューヨーク本社入社 同社マネージング・ディレクター、M&Aアド バイザリー業務統括 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員助教 授 みらかホールディングス(株)取締役(現任) 当社取締役(現任) 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 (現任)	
取締役		村山 徹	昭和29年6月11日生	昭和55年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成15年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年9月 平成19年11月 平成20年4月	アーサーアンダーセンアンドカンパニー(現 アクセンチュア(株))入社 早稲田大学理工学部非常勤講師 明治大学商学部特別招聘教授 アクセンチュア(株) 代表取締役社長 早稲田大学理工学部客員教授 アクセンチュア(株) 取締役副会長 スパークス・アセット・マネジメント投信(株) (現スパークス・グループ(株)) 取締役 アクセンチュア(株) 取締役会長(現任) 当社取締役(現任) 早稲田大学総合研究機構客員 教授(現任)	0
常勤監査役		田中 明	昭和17年6月26日生	昭和41年4月 昭和47年9月 平成5年3月 平成9年4月 平成15年3月 平成15年8月 平成15年11月 平成17年11月 平成18年3月 平成18年11月	大成火災海上保険(株)(現(株)損保ジャパン)入社 日本マクドナルド(株)(現日本マクドナルド ホールディングス(株))入社 同社取締役 同社代表取締役副社長 同社相談役 当社顧問 当社常務取締役 (株)ユニクロ常務執行役員 当社常務執行役員 当社監査役(現任)	3
監査役		安本 隆 晴	昭和29年3月10日生	昭和53年11月 昭和57年8月 平成4年4月 平成5年11月 平成13年8月 平成15年6月 平成17年11月 平成19年4月	監査法人朝日会計社(現あずさ監査法人)入社 公認会計士登録 安本公認会計士事務所所長(現任) 当社監査役(現任) アスクール(株)監査役(現任) (株)リンク・インターナショナル (現(株)リンク・セオリー・ホールディングス) 監査役(現任) (株)ユニクロ監査役(現任) 中央大学専門職大学院 国際会計研究科 特任 教授(現任)	8

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
監査役		清水紀彦	昭和15年4月1日生	昭和38年4月 昭和42年9月 昭和45年12月 昭和62年7月 平成6年6月 平成10年4月 平成12年10月 平成15年4月 平成16年11月 平成17年11月 平成19年3月	東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災保険(株)) 入社 ボストンコンサルティンググループ(株) 入社 同社副社長 (株)清水紀彦事務所代表取締役 日新製糖株式会社監査役(現任) 早稲田大学アジア太平洋研究科教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授(現任) 当社監査役(現任) (株)ユニクロ監査役(現任) ヤマハ発動機(株) 監査役(現任)	
監査役		渡邊 顯	昭和22年2月16日生	昭和48年4月 平成3年5月 平成7年1月 平成7年6月 平成11年7月 平成14年9月 平成16年3月 平成18年6月 平成18年7月 平成18年11月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 法務省・法制審議会幹事 東京共同銀行検査役 わかしお銀行検査役 大同コンクリート工業(株)更生管財人 目黒雅叙園更生管財人 (株)トーゴ(「浅草花やしき」)更生管財人 ジャパンバイル(株)取締役(現任) 目黒区包括外部監査人(現任) 当社監査役(現任) 前田建設工業(株) 取締役(現任) (株)角川グループホールディングス 監査役(現任) 成和明哲法律事務所代表(現任)	
監査役		太田 穰	昭和31年4月16日生	昭和62年4月 昭和62年4月 平成3年9月 平成6年6月 平成6年8月 平成8年1月 平成8年4月 平成16年4月 平成18年7月 平成18年11月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所 常松・梁瀬・関根法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所 University of Washington School of Law 修了 General Electric Company 社内弁護士 常松・梁瀬・関根法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)パートナー(現任) 名古屋大学法学部非常勤講師 慶應義塾大学法科大学院教授(現任) 日本弁護士連合会国際室囑託(現任) 当社監査役(現任)	
計						28,311

(注) 1 取締役半林亨、服部暢達及び村山徹の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役安本隆晴、清水紀彦、渡邊顯及び太田穰の4名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2)【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第46期連結会計年度（平成18年9月1日から平成19年8月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、第47期連結会計年度（平成19年9月1日から平成20年8月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

3. 監査証明について

(1) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第46期連結会計年度（平成18年9月1日から平成19年8月31日まで）の連結財務諸表については、新日本監査法人による監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期連結会計年度（平成19年9月1日から平成20年8月31日まで）の連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期第1四半期連結累計期間（平成20年9月1日から平成20年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	第46期連結会計年度 (平成19年8月31日)		第47期連結会計年度 (平成20年8月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金	1	64,091		67,248	
2 受取手形及び売掛金		9,849		13,411	
3 有価証券		55,237		102,912	
4 たな卸資産	1	55,173		53,778	
5 繰延税金資産		1,752		2,545	
6 未収法人税等		5,837		6,959	
7 為替予約		17,514		6,607	
8 その他		8,632		10,340	
9 貸倒引当金		110		109	
流動資産合計		217,978	60.6	263,696	65.2
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物及び構築物		50,652		57,764	
減価償却累計額	3	21,666	28,985	25,102	32,661
(2) 器具備品及び運搬具		4,719		6,170	
減価償却累計額	3	2,462	2,256	3,407	2,762
(3) 土地			3,979		3,995
(4) 建設仮勘定			2,117		897
有形固定資産合計			37,339		40,317
2 無形固定資産					
(1) のれん			32,536		28,122
(2) その他	1		10,465		12,714
無形固定資産合計			43,001		40,837
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			907		669
(2) 関係会社株式			5,817		3,756
(3) 繰延税金資産			684		730
(4) 敷金・保証金	1		34,196		35,629
(5) 建設協力金			19,169		18,076
(6) その他			1,454		1,549
(7) 貸倒引当金			777		542
投資その他の資産合計			61,450		59,868
固定資産合計			141,792		141,024
資産合計			359,770		404,720
			100.0		100.0

区分	注記 番号	第46期連結会計年度 (平成19年8月31日)		第47期連結会計年度 (平成20年8月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 支払手形及び買掛金		40,568		57,035	
2 1年以内返済予定長期借入金	1	4,484		3,201	
3 未払法人税等		14,393		24,570	
4 繰延税金負債		4,499		3	
5 引当金		94		228	
6 その他	1	26,516		33,552	
流動負債合計		90,558	25.2	118,591	29.3
固定負債					
1 長期借入金	1	19,432		16,288	
2 退職給付引当金		393		253	
3 その他	1	6,102		5,572	
固定負債合計		25,929	7.2	22,114	5.5
負債合計		116,487	32.4	140,706	34.8
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		10,273	2.9	10,273	2.5
2 資本剰余金		4,999	1.4	4,999	1.2
3 利益剰余金		228,958	63.6	259,756	64.2
4 自己株式		15,546	4.3	15,556	3.8
株主資本合計		228,685	63.6	259,473	64.1
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		368	0.1	928	0.2
2 繰延ヘッジ損益		10,393	2.9	3,939	1.0
3 為替換算調整勘定		696	0.2	517	0.1
評価・換算差額等合計		11,458	3.2	2,494	0.6
少数株主持分		3,139	0.9	2,046	0.5
純資産合計		243,283	67.6	264,014	65.2
負債純資産合計		359,770	100.0	404,720	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)			第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高			525,203	100.0		586,451	100.0
売上原価			276,808	52.7		292,769	49.9
売上総利益			248,395	47.3		293,682	50.1
販売費及び一般管理費	1		183,431	34.9		206,189	35.2
営業利益			64,963	12.4		87,493	14.9
営業外収益							
1 受取利息及び配当金		1,314			2,240		
2 為替差益		1,884			-		
3 有価証券売却益		98			-		
4 還付加算金等		388			-		
5 その他		581	4,267	0.8	512	2,753	0.5
営業外費用							
1 支払利息		1,775			1,635		
2 持分法による投資損失		2,078			379		
3 為替差損		-			2,001		
4 その他		773	4,626	0.9	530	4,547	0.8
経常利益			64,604	12.3		85,698	14.6
特別利益							
1 固定資産売却益	2	1,409			123		
2 子会社債務免除益		-			301		
3 貸倒引当金戻入益		209			212		
4 その他		284	1,903	0.4	388	1,027	0.2
特別損失							
1 固定資産除却損	3	650			1,005		
2 店舗閉店損失		467			1,290		
3 減損損失	4	2,118			896		
4 構造改革費用	5	-			1,296		
5 その他		557	3,794	0.7	243	4,731	0.8
税金等調整前当期純利益			62,713	11.9		81,994	14.0
法人税、住民税 及び事業税		31,145			38,890		
法人税等調整額		370	30,774	5.9	762	38,128	6.5
少数株主利益			163	0.0		336	0.1
当期純利益			31,775	6.1		43,529	7.4

【連結株主資本等変動計算書】

第46期連結会計年度（自平成18年9月1日至平成19年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年8月31日残高（百万円）	10,273	4,999	211,135	15,539	210,868
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			13,749		13,749
当期純利益			31,775		31,775
自己株式の取得				7	7
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社増加に伴う利益剰余金減少高			202		202
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）		0	17,823	6	17,816
平成19年8月31日残高（百万円）	10,273	4,999	228,958	15,546	228,685

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算差額 等合計		
平成18年8月31日残高（百万円）	464	16,384	509	17,358	12,252	240,479
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						13,749
当期純利益						31,775
自己株式の取得						7
自己株式の処分						0
連結子会社増加に伴う利益剰余金減少高						202
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	95	5,990	187	5,899	9,113	15,012
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	95	5,990	187	5,899	9,113	2,803
平成19年8月31日残高（百万円）	368	10,393	696	11,458	3,139	243,283

第47期連結会計年度（自平成19年9月1日至平成20年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年8月31日残高（百万円）	10,273	4,999	228,958	15,546	228,685
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			12,731		12,731
当期純利益			43,529		43,529
自己株式の取得				10	10
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）		0	30,797	9	30,787
平成20年8月31日残高（百万円）	10,273	4,999	259,756	15,556	259,473

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算差額 等合計		
平成19年8月31日残高(百万円)	368	10,393	696	11,458	3,139	243,283
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						12,731
当期純利益						43,529
自己株式の取得						10
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,296	6,453	1,213	8,964	1,092	10,057
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,296	6,453	1,213	8,964	1,092	20,730
平成20年8月31日残高(百万円)	928	3,939	517	2,494	2,046	264,014

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純利益		62,713	81,994
2 減価償却費及びその他償却費		6,567	8,523
3 減損損失		2,118	896
4 のれん償却額		4,254	5,315
5 貸倒引当金の減少額		263	260
6 退職給付引当金の減少額		55	130
7 受取利息及び受取配当金		1,314	2,240
8 支払利息		1,775	1,635
9 為替差損益		608	369
10 持分法による投資損失		2,078	379
11 固定資産除却損		650	1,005
12 固定資産売却益		1,409	123
13 売上債権の増加額		1,132	3,505
14 たな卸資産の増減額		11,809	1,851
15 仕入債務の増減額		2,529	15,378
16 その他資産の増減額		6,408	2,104
17 その他負債の増減額		4,243	7,117
18 役員賞与の支払額		175	
19 その他収支		161	605
小計		62,863	116,706
20 利息及び配当金の受取額		1,365	2,210
21 利息の支払額		1,700	1,647
22 子会社再生債務返済による支出		482	501
23 法人税等の支払額		55,993	36,257
24 法人税等の還付額		12,793	6,827
営業活動によるキャッシュ・フロー		18,847	87,336
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の増減額		16	95
2 有価証券及び投資有価証券の 取得による支出		181	
3 有価証券及び投資有価証券の 売却及び償還による収入		6,172	9
4 有形固定資産の取得による支出		14,427	11,187
5 有形固定資産の売却による収入		2,271	172
6 無形固定資産の取得による支出		3,487	4,597
7 無形固定資産の売却による収入		16	142
8 敷金・保証金の増加による支出		7,414	3,978
9 敷金・保証金の回収による収入		2,830	3,396
10 建設協力金の増加による支出		1,112	1,253
11 建設協力金の回収による収入		2,231	2,333
12 預り保証金の増加による収入		357	1,071
13 預り保証金の減少による支出		392	323
14 貸付金の増加による支出		6	1
15 貸付金の回収による収入		20	22
16 新規連結子会社取得による支出	2		1,013
17 関係会社への出資による支出		15,400	
18 その他投資活動による収支		277	120
投資活動によるキャッシュ・フロー		28,783	15,421

		第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の純増減額		169	214
2 長期借入れによる収入		3,844	56
3 長期借入金の返済による支出		3,308	4,896
4 自己株式取得及び処分による純増減額		6	9
5 長期未払金の減少による支出		180	200
6 配当金の支払額		13,747	12,729
7 少数株主からの払込による収入		1,142	
8 少数株主への払戻による支出		230	1,487
9 少数株主への配当の支払額		104	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		12,759	19,054
現金及び現金同等物に係る換算差額		153	2,188
現金及び現金同等物の増減額		22,541	50,671
現金及び現金同等物の期首残高		141,404	119,216
子会社の新規連結による現金及び 現金同等物増加額		353	
現金及び現金同等物の期末残高	1	119,216	169,888

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 21社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>株式会社ユニクロ UNIQLO(U.K.)LTD. 迅銷(江蘇)服飾有限公司 UNIQLO USA, Inc. FRL Korea Co., LTD. UNIQLO HONG KONG, LIMITED 株式会社ワンゾーン コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社 アスベジ・ジャパン株式会社 株式会社グローバルリテイリング 株式会社グローバルインベストメント FR FRANCE S.A.S. Creations Nelson S.A.S. UNIQLO FRANCE S.A.S. PETIT VEHICULE S.A.S. 株式会社キャビン 株式会社ジーユー 迅銷(中国)商貿有限公司 他3社</p> <p>株式会社ジーユーについては重要性が増したため、第46期連結会計年度から連結の範囲に含めておりません。</p> <p>迅銷(中国)商貿有限公司については、第46期連結会計年度より営業を開始し、重要性が増したため、第46期連結会計年度から連結の範囲に含めております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 21社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>株式会社ユニクロ UNIQLO(U.K.)LTD. 迅銷(江蘇)服飾有限公司 UNIQLO USA, Inc. FRL Korea Co., LTD. UNIQLO HONG KONG, LIMITED 株式会社ワンゾーン コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社 株式会社グローバルリテイリング 株式会社グローバルインベストメント FR FRANCE S.A.S. Creations Nelson S.A.S. UNIQLO FRANCE S.A.S. PETIT VEHICULE S.A.S. 株式会社キャビン 株式会社ジーユー 迅銷(中国)商貿有限公司 株式会社ビューカンパニー 他3社</p> <p>株式会社ビューカンパニーは平成20年2月に株式を追加取得し、子会社化したため、第47期連結会計年度から連結の範囲に含めております。</p> <p>アスベジ・ジャパン株式会社は保有株式の売却に伴い、連結の範囲から除外しております。</p>

項目	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由 FAST RETAILING(U.K)LTD UNIQLO Design Studio, New York, Inc. 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社 2社 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス(関連会社) 株式会社ビューカンパニー(関連会社) 株式会社ビューカンパニーは、平成18年11月に株式を取得し、第46期連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 非連結子会社 FAST RETAILING(U.K)LTD UNIQLO Design Studio, New York, Inc. 関連会社 山東宏利綿針織有限公司</p> <p>(3) 持分法を適用しない理由 非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由 UNIQLO Design Studio, New York, Inc. UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD. 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。 なお、FAST RETAILING (U.K.)LTD. は平成19年11月をもって、清算終了しております。 UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD. は第47期連結会計年度に新規設立された会社であります。</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社 1社 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス(関連会社) 株式会社ビューカンパニーは、平成20年2月に株式を追加取得し、子会社化したため、持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 非連結子会社 UNIQLO Design Studio, New York, Inc. UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD. 関連会社 山東宏利綿針織有限公司</p> <p>(3) 持分法を適用しない理由 同左</p>

項目	第46期連結会計年度 (自 平成18年 9月 1日 至 平成19年 8月31日)	第47期連結会計年度 (自 平成19年 9月 1日 至 平成20年 8月31日)
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項</p> <p>株式会社ビューカンパニーの決算日は2月20日であり、決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えるため、平成18年11月21日から平成19年8月20日までの仮決算数値を使用しております。</p> <p>迅銷（江蘇）服飾有限公司、迅銷（中国）商貿有限公司及びPETIT VEHICULE S.A.S.につきましては、中間決算日の6月30日を決算日としたうえ連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表を作成するにあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>株式会社キャビンの決算日は2月28日でありましたが、親会社と決算日の統一を図るため、決算日を8月31日に変更いたしました。</p>	<p>(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項</p> <p>迅銷（江蘇）服飾有限公司及び迅銷（中国）商貿有限公司につきましては、中間決算日の6月30日を、株式会社ビューカンパニーにつきましては、中間決算日の8月20日を決算日としたうえ連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表を作成するにあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>PETIT VEHICULE S.A.S.の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたり、中間決算日の6月30日の財務諸表を使用してありましたが、親会社と決算日の統一を図るため、決算日を8月31日に変更したことに伴い、第47期連結会計年度は平成19年7月1日から平成20年8月31日までの14ヶ月間の財務諸表を使用しております。</p>

項目	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 子会社及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 主として総平均法による原価法 たな卸資産 商品：主として個別法による原価法 貯蔵品：主として最終仕入原価法 デリバティブ 時価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、一部の国内連結子会社は平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法によっております。 在外連結子会社につきましては所在地国の会計基準の規定に基づき、主に定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 8年～50年 器具備品及び運搬具 5年～8年 無形固定資産 定額法によっております。なお、社内利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 子会社及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 たな卸資産 同左 デリバティブ 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 同左 無形固定資産 同左</p>

項目	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社はリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。在外連結子会社につきましては通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理の方法によっております。</p> <p>なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券につきましては、振当処理を行っております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左</p>

項目	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
	<p>ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建取引の為替変動リスクに対しては、為替予約取引により管理しております。</p> <p>有価証券の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により管理しております。</p> <p>ヘッジ方針 為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするために為替予約取引及び金利スワップ取引を行っております。同取引の実行及び管理は、取引手続・権限等を定めた社内規程に則って財務チームが行い、その状況について逐次報告しております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して、有効性の判断を行っております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産又は負債に関する重要な条件が同一である場合は、ヘッジ有効性評価を省略しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 税抜方式によるしております。</p>	<p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれんの償却に関する事項	のれんは、のれんが発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間（計上後20年以内）において定額法により償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する流動性の高い短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第46期連結会計年度 (自 平成18年 9月 1日 至 平成19年 8月31日)	第47期連結会計年度 (自 平成19年 9月 1日 至 平成20年 8月31日)
<p>(在外連結子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算の基準)</p> <p>在外連結子会社の収益及び費用項目については、これまで決算時の為替相場により換算する方法を採用してまいりましたが、在外子会社の重要性が増し、各四半期毎の損益の状況をより的確に表示する目的で、第46期連結会計年度より、期中平均相場により換算する方法に変更いたしました。この変更が損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これに伴う損益への影響は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

第46期連結会計年度 (自 平成18年 9月 1日 至 平成19年 8月31日)	第47期連結会計年度 (自 平成19年 9月 1日 至 平成20年 8月31日)
<p>第45期連結会計年度において流動負債の「その他」に含めておりました「1年以内返済予定長期借入金」(第45期連結会計年度2,521百万円)は、負債純資産総額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。</p>	<p>第46期連結会計年度まで区分掲記しておりました「還付加算金等」(第47期連結会計年度26百万円)については、重要性がなくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>第46期連結会計年度まで「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成20年 3月25日最終改正)において有価証券として取り扱うこととされたため、第47期連結会計年度より「有価証券」に含めて表示しております。なお、譲渡性預金の残高は第46期連結会計年度末は7,000百万円、第47期連結会計年度末は26,786百万円であります。</p>

追加情報

第46期連結会計年度 (自 平成18年 9月 1日 至 平成19年 8月31日)	第47期連結会計年度 (自 平成19年 9月 1日 至 平成20年 8月31日)
	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び国内関係会社は、法人税法改正に伴い、第47期連結会計年度より、平成19年 3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法に変更しております。この変更に伴う影響については軽微であります。</p>

(連結貸借対照表関係)

第46期連結会計年度 (平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (平成20年8月31日)																																																		
<p>1 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">定期預金</td> <td style="text-align: right;">106百万円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> <tr> <td>その他無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,028百万円</td> </tr> <tr> <td>敷金・保証金</td> <td style="text-align: right;">130百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,324百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">476百万円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他流動負債</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,643百万円</td> </tr> <tr> <td>その他固定負債</td> <td style="text-align: right;">218百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,350百万円</td> </tr> </table> <p>2 偶発債務</p> <p>(1) 金融機関からの借入金等に対する保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員互助会</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ファーストリテイリング共済会</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> </table> <p>3 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。</p>	定期預金	106百万円	商品	58百万円	その他無形固定資産	2,028百万円	敷金・保証金	130百万円	計	2,324百万円	1年以内返済予定長期借入金	476百万円	金		その他流動負債	11百万円	長期借入金	1,643百万円	その他固定負債	218百万円	計	2,350百万円	従業員互助会		ファーストリテイリング共済会	20百万円	<p>1 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">定期預金</td> <td style="text-align: right;">265百万円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">46百万円</td> </tr> <tr> <td>その他無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,524百万円</td> </tr> <tr> <td>敷金・保証金</td> <td style="text-align: right;">67百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,904百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">450百万円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,151百万円</td> </tr> <tr> <td>その他固定負債</td> <td style="text-align: right;">177百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,778百万円</td> </tr> </table> <p>2 偶発債務</p> <p>(1) 金融機関からの借入金等に対する保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員互助会</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ファーストリテイリング共済会</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> </table> <p>3 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。</p>	定期預金	265百万円	商品	46百万円	その他無形固定資産	1,524百万円	敷金・保証金	67百万円	計	1,904百万円	1年以内返済予定長期借入金	450百万円	金		長期借入金	1,151百万円	その他固定負債	177百万円	計	1,778百万円	従業員互助会		ファーストリテイリング共済会	20百万円
定期預金	106百万円																																																		
商品	58百万円																																																		
その他無形固定資産	2,028百万円																																																		
敷金・保証金	130百万円																																																		
計	2,324百万円																																																		
1年以内返済予定長期借入金	476百万円																																																		
金																																																			
その他流動負債	11百万円																																																		
長期借入金	1,643百万円																																																		
その他固定負債	218百万円																																																		
計	2,350百万円																																																		
従業員互助会																																																			
ファーストリテイリング共済会	20百万円																																																		
定期預金	265百万円																																																		
商品	46百万円																																																		
その他無形固定資産	1,524百万円																																																		
敷金・保証金	67百万円																																																		
計	1,904百万円																																																		
1年以内返済予定長期借入金	450百万円																																																		
金																																																			
長期借入金	1,151百万円																																																		
その他固定負債	177百万円																																																		
計	1,778百万円																																																		
従業員互助会																																																			
ファーストリテイリング共済会	20百万円																																																		

(連結損益計算書関係)

第46期連結会計年度 (自 平成18年 9月 1日 至 平成19年 8月31日)	第47期連結会計年度 (自 平成19年 9月 1日 至 平成20年 8月31日)																																																																											
<p>1 販売費及び一般管理費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">26,261百万円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">52,126百万円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">37,404百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費及びその他償却費</td><td style="text-align: right;">6,567百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">4,254百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> </table> <p>2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">土地</td><td style="text-align: right;">1,239百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">170百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">1,409百万円</td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">504百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">145百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">650百万円</td></tr> </table> <p>4 減損損失 第46期連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループにつき減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 25%;">会社</th><th style="width: 25%;">用途</th><th style="width: 50%;">種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>UNIQLO USA, Inc.</td><td>販売用店舗</td><td>建物及び構築物等</td></tr> <tr><td>株式会社ワンゾーン</td><td>販売用店舗</td><td>建物及び構築物等</td></tr> <tr><td>株式会社キャビン</td><td>販売用店舗</td><td>建物及び構築物等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td><td>関係会社株式 (のれん相当額)</td></tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗資産単位を資産グループとしてグルーピングしております。</p> <p>当社グループは、第46期連結会計年度において、店舗資産について収益性の低下等により店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,476百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物1,293百万円、器具備品及び運搬具111百万円、リース資産42百万円等であります。店舗資産の回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。使用価値により回収可能価額を測定する場合の将来キャッシュ・フローの割引率は3.6%～7%であります。</p> <p>また、一部の持分法適用会社に係るのれん相当額について、回収可能性が認められないため、未償却残高を減損損失(642百万円)として特別損失に計上しました。</p>	広告宣伝費	26,261百万円	給与手当	52,126百万円	地代家賃	37,404百万円	減価償却費及びその他償却費	6,567百万円	のれん償却額	4,254百万円	貸倒引当金繰入額	10百万円	土地	1,239百万円	その他	170百万円	計	1,409百万円	建物及び構築物	504百万円	その他	145百万円	計	650百万円	会社	用途	種類	UNIQLO USA, Inc.	販売用店舗	建物及び構築物等	株式会社ワンゾーン	販売用店舗	建物及び構築物等	株式会社キャビン	販売用店舗	建物及び構築物等	-	-	関係会社株式 (のれん相当額)	<p>1 販売費及び一般管理費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">27,793百万円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">56,603百万円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">45,596百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費及びその他償却費</td><td style="text-align: right;">8,523百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">5,315百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">14百万円</td></tr> </table> <p>2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">28百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">95百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">123百万円</td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">453百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">551百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">1,005百万円</td></tr> </table> <p>4 減損損失 第47期連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループにつき減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 25%;">会社</th><th style="width: 25%;">用途</th><th style="width: 50%;">種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>UNIQLO(U.K.)LTD.</td><td>販売用店舗</td><td>建物及び構築物</td></tr> <tr><td>株式会社ワンゾーン</td><td>販売用店舗</td><td>建物及び構築物等</td></tr> <tr><td>株式会社キャビン</td><td>販売用店舗</td><td>建物及び構築物等</td></tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗資産単位を資産グループとしてグルーピングしております。</p> <p>当社グループは、第47期連結会計年度において、店舗資産について収益性の低下等により店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(896百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物708百万円、器具備品及び運搬具59百万円、リース資産110百万円等であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを3.6%～7%で割引いて算定しております。</p> <p>5 構造改革費用 国内連結子会社の事業構造改革の実施に伴い発生した費用であり、主な内訳は退職関連費用821百万円、本社移転費用175百万円であります。</p>	広告宣伝費	27,793百万円	給与手当	56,603百万円	地代家賃	45,596百万円	減価償却費及びその他償却費	8,523百万円	のれん償却額	5,315百万円	貸倒引当金繰入額	14百万円	建物及び構築物	28百万円	その他	95百万円	計	123百万円	建物及び構築物	453百万円	その他	551百万円	計	1,005百万円	会社	用途	種類	UNIQLO(U.K.)LTD.	販売用店舗	建物及び構築物	株式会社ワンゾーン	販売用店舗	建物及び構築物等	株式会社キャビン	販売用店舗	建物及び構築物等
広告宣伝費	26,261百万円																																																																											
給与手当	52,126百万円																																																																											
地代家賃	37,404百万円																																																																											
減価償却費及びその他償却費	6,567百万円																																																																											
のれん償却額	4,254百万円																																																																											
貸倒引当金繰入額	10百万円																																																																											
土地	1,239百万円																																																																											
その他	170百万円																																																																											
計	1,409百万円																																																																											
建物及び構築物	504百万円																																																																											
その他	145百万円																																																																											
計	650百万円																																																																											
会社	用途	種類																																																																										
UNIQLO USA, Inc.	販売用店舗	建物及び構築物等																																																																										
株式会社ワンゾーン	販売用店舗	建物及び構築物等																																																																										
株式会社キャビン	販売用店舗	建物及び構築物等																																																																										
-	-	関係会社株式 (のれん相当額)																																																																										
広告宣伝費	27,793百万円																																																																											
給与手当	56,603百万円																																																																											
地代家賃	45,596百万円																																																																											
減価償却費及びその他償却費	8,523百万円																																																																											
のれん償却額	5,315百万円																																																																											
貸倒引当金繰入額	14百万円																																																																											
建物及び構築物	28百万円																																																																											
その他	95百万円																																																																											
計	123百万円																																																																											
建物及び構築物	453百万円																																																																											
その他	551百万円																																																																											
計	1,005百万円																																																																											
会社	用途	種類																																																																										
UNIQLO(U.K.)LTD.	販売用店舗	建物及び構築物																																																																										
株式会社ワンゾーン	販売用店舗	建物及び構築物等																																																																										
株式会社キャビン	販売用店舗	建物及び構築物等																																																																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

第46期連結会計年度(自平成18年9月1日至平成19年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	第45期連結会計年度末 株式数(株)	第46期連結会計年度 増加株式数(株)	第46期連結会計年度 減少株式数(株)	第46期連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	106,073,656			106,073,656
合計	106,073,656			106,073,656
自己株式				
普通株式(注)	4,221,909	711	60	4,222,560
合計	4,221,909	711	60	4,222,560

(注) 普通株式の自己株式の変動事由は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	711株
単元未満株式の売却による減少	60株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月24日 定時株主総会	普通株式	6,620,363	65	平成18年8月31日	平成18年11月27日
平成19年4月12日 取締役会	普通株式	7,129,595	70	平成19年2月28日	平成19年5月17日

(2) 基準日が第46期に属する配当のうち、配当の効力発生日が第47期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月5日 取締役会	普通株式	6,111,065	利益剰余金	60	平成19年8月31日	平成19年11月26日

第47期連結会計年度(自平成19年9月1日至平成20年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	第46期連結会計年度末 株式数(株)	第47期連結会計年度 増加株式数(株)	第47期連結会計年度 減少株式数(株)	第47期連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	106,073,656			106,073,656
合計	106,073,656			106,073,656
自己株式				
普通株式(注)	4,222,560	1,038	16	4,223,582
合計	4,222,560	1,038	16	4,223,582

(注) 普通株式の自己株式の変動事由は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	1,038株
単元未満株式の売却による減少	16株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月5日 取締役会	普通株式	6,111,065	60	平成19年8月31日	平成19年11月26日
平成20年4月10日 取締役会	普通株式	6,620,307	65	平成20年2月29日	平成20年5月15日

(2) 基準日が第47期に属する配当のうち、配当の効力発生日が第48期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	6,620,254	利益剰余金	65	平成20年8月31日	平成20年11月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第46期連結会計年度 (自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自 平成19年9月1日 至 平成20年8月31日)																																						
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table data-bbox="220 309 738 488"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>64,091百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>55,237百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>119,216百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	64,091百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	112百万円	有価証券勘定	55,237百万円	現金及び現金同等物	119,216百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table data-bbox="866 309 1385 488"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>67,248百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>272百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>102,912百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>169,888百万円</td> </tr> </table> <p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに株式会社ビューカンパニーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="834 757 1385 1189"> <tr> <td>流動資産</td> <td>3,718百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>2,715百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>583百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>2,518百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>143百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>4,316百万円</td> </tr> <tr> <td>支配獲得時の持分法適用簿価</td> <td>1,260百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：当期の取得価額</td> <td>3,056百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,042百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：新規連結子会社取得による支出(純額)</td> <td>1,013百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	67,248百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	272百万円	有価証券勘定	102,912百万円	現金及び現金同等物	169,888百万円	流動資産	3,718百万円	固定資産	2,715百万円	のれん	583百万円	流動負債	2,518百万円	固定負債	143百万円	少数株主持分	38百万円	取得価額	4,316百万円	支配獲得時の持分法適用簿価	1,260百万円	差引：当期の取得価額	3,056百万円	現金及び現金同等物	2,042百万円	差引：新規連結子会社取得による支出(純額)	1,013百万円
現金及び預金勘定	64,091百万円																																						
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	112百万円																																						
有価証券勘定	55,237百万円																																						
現金及び現金同等物	119,216百万円																																						
現金及び預金勘定	67,248百万円																																						
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	272百万円																																						
有価証券勘定	102,912百万円																																						
現金及び現金同等物	169,888百万円																																						
流動資産	3,718百万円																																						
固定資産	2,715百万円																																						
のれん	583百万円																																						
流動負債	2,518百万円																																						
固定負債	143百万円																																						
少数株主持分	38百万円																																						
取得価額	4,316百万円																																						
支配獲得時の持分法適用簿価	1,260百万円																																						
差引：当期の取得価額	3,056百万円																																						
現金及び現金同等物	2,042百万円																																						
差引：新規連結子会社取得による支出(純額)	1,013百万円																																						

(リース取引関係)

第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)					第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得 価額 相当額 (百万 円)	減価 償却 累計額 相当額 (百万 円)	減損 損失 累計 額 相当額 (百万 円)	期末 残高 相当額 (百万 円)		取得 価額 相当額 (百万 円)	減価 償却 累計額 相当額 (百万 円)	減損 損失 累計額 相当額 (百万 円)	期末 残高 相当額 (百万 円)
器具備品等	16,992	8,867	65	8,059	建物及び 構築物	300	36	-	264
合計	16,992	8,867	65	8,059	器具備品等	14,210	6,161	175	7,873
					合計	14,510	6,197	175	8,137
(2) 未経過リース料期末残高相当額等					(2) 未経過リース料期末残高相当額等				
未経過リース料期末残高相当額					未経過リース料期末残高相当額				
1年以内					1年以内				
1年超					1年超				
計					計				
リース資産減損勘定の残高					リース資産減損勘定の残高				
1年以内					1年以内				
1年超					1年超				
計					計				
リース資産減損勘定の残高					リース資産減損勘定の残高				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料					支払リース料				
リース資産減損勘定の取崩額					リース資産減損勘定の取崩額				
減価償却費相当額					減価償却費相当額				
支払利息相当額					支払利息相当額				
減損損失					減損損失				
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法					(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				
・減価償却費相当額の算定方法					・減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					同左				
・利息相当額の算定方法					・利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					同左				
2 オペレーティング・リース取引					2 オペレーティング・リース取引				
1年以内					1年以内				
1年超					1年超				
計					計				
1年以内					1年以内				
1年超					1年超				
計					計				

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	第46期連結会計年度 (平成19年8月31日)			第47期連結会計年度 (平成20年8月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
株式	341	698	357	327	450	123
その他	3,425	3,969	544	3,425	3,917	492
小計	3,766	4,667	901	3,752	4,368	616
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
株式	2	2	0	17	13	3
その他						
小計	2	2	0	17	13	3
計	3,769	4,670	901	3,769	4,382	612

2 第47期連結会計年度中に売却したその他有価証券

第46期連結会計年度(平成19年8月31日)			第47期連結会計年度(平成20年8月31日)		
売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
7,024	93		1,758	6	17

3 時価評価されていない主な有価証券

内容	第46期連結会計年度 (平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (平成20年8月31日)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券		
非上場株式	205	203
非上場外国債券	0	
マネー・マーケット・ファンド	39,844	45,138
キャッシュ・リクイディティ・ファンド	11,018	25,069
キャッシュ・リザーブ・ファンド	405	
譲渡性預金		26,786
その他		2,000

4 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定金額

第46期連結会計年度(平成19年8月31日)

該当事項はありません。

第47期連結会計年度(平成20年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
その他有価証券				
譲渡性預金	26,786			
その他	2,000			
合計	28,786			

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

第46期連結会計年度 (自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自 平成19年9月1日 至 平成20年8月31日)
<p>(1) 取引の内容、取組方針及び利用目的</p> <p>当社グループは外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。また、有価証券の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>外貨建取引の為替変動リスクに対しては、為替予約取引により管理しております。</p> <p>有価証券の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により管理しております。</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするために為替予約取引及び金利スワップ取引を行っております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して、有効性の判断を行っております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産又は負債に関する重要な条件が同一である場合は、ヘッジ有効性評価を省略しております。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容</p> <p>当社グループが利用している為替予約取引は、将来の為替変動に備えて為替を固定化するものであり、為替相場の変動によるリスクを回避するものですが、将来の為替相場の動き如何ではリスクを生じます。</p> <p>また、固定金利受取・変動金利支払の金利スワップ取引は将来の金利変動によるリスクを有しております。</p> <p>なお、当社グループの利用するデリバティブ取引は、信用度の高い大手金融機関のみを取引相手として行っており、相手先の契約不履行による、いわゆる信用リスクはないと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の実行及び管理は、取引手続・権限等について定めた社内規程に則って財務担当部署が行い、実行状況につき逐次報告しております。</p>	<p>(1) 取引の内容、取組方針及び利用目的</p> <p>当社グループは外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。</p> <p>また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>外貨建取引の為替変動リスクに対しては、為替予約取引により管理しております。</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を行っております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容</p> <p>当社グループが利用している為替予約取引は、将来の為替変動に備えて為替を固定化するものであり、為替相場の変動によるリスクを回避するものですが、将来の為替相場の動き如何ではリスクを生じます。</p> <p>なお、当社グループの利用するデリバティブ取引は、信用度の高い大手金融機関のみを取引相手として行っており、相手先の契約不履行による、いわゆる信用リスクはないと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

当社グループの行っているデリバティブ取引はすべてヘッジ会計が適用されるため、記載の対象から除いております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。一部の国内連結子会社は、確定給付型の厚生年金基金制度、適格退職年金制度または退職一時金制度を設けております。また、一部の在外連結子会社は確定拠出型年金制度または確定給付型退職一時金制度を採用しております。	当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。一部の国内連結子会社は、確定給付型の厚生年金基金制度または確定拠出型年金制度を採用しております。また、一部の在外連結子会社は確定拠出型年金制度または確定給付型退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務及びその内訳

	第46期連結会計年度 (平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (平成20年8月31日)
退職給付債務(百万円)	4,121	3,492
年金資産(百万円)	3,792	2,939
未積立退職給付債務(百万円)	329	552
会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	35	-
未認識数理計算上の差異(百万円)	8	310
未認識過去勤務債務(百万円)	37	12
退職給付引当金(百万円)	393	253

(注) 退職給付債務の算定に当たり、一部の連結子会社においては簡便法を採用しております。

3 退職給付費用の内訳

	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
退職給付費用(百万円)	297	455
勤務費用(百万円)	213	230
利息費用(百万円)	53	55
期待運用収益(百万円)	124	129
会計基準変更時差異費用処理額(百万円)	70	35
数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	53	77
過去勤務債務の費用処理額(百万円)	25	25
確定拠出年金費用(百万円)	196	280

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

2 上記退職給付費用以外に、割増退職金700百万円があります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2) 割引率(%)	1.5	1.5
(3) 期待運用収益率(%)	3.5	3.5
(4) 過去勤務債務の処理年数(年)	7 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)	同左 (同左)
(5) 数理計算上の差異の処理年数(年)	7 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同左 (同左)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数(年)	7	同左

(税効果会計関係)

第46期連結会計年度 (平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (平成20年8月31日)																																																																																																		
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">1,053百万円</td></tr> <tr><td>関係会社繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">10,579</td></tr> <tr><td>未払賞与損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">1,558</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">1,178</td></tr> <tr><td>長期前払費用</td><td style="text-align: right;">376</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">486</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">190</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,971</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,396</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">12,064</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,332</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延ヘッジ利益</td><td style="text-align: right;">7,129</td></tr> <tr><td>有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">256</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,395</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,062百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">1,752百万円</td></tr> <tr><td>固定資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">684</td></tr> <tr><td>流動負債 - 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">4,499</td></tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.5%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増加</td><td style="text-align: right;">5.8</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">2.6</td></tr> <tr><td>持分法による投資損失</td><td style="text-align: right;">1.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1.1</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">49.1%</td></tr> </table>	未払事業税	1,053百万円	関係会社繰越欠損金	10,579	未払賞与損金算入限度超過額	1,558	減損損失	1,178	長期前払費用	376	減価償却超過額	486	棚卸資産評価損	190	その他	1,971	繰延税金資産小計	17,396	評価性引当金	12,064	繰延税金資産合計	5,332	繰延ヘッジ利益	7,129	有価証券評価差額金	256	その他	10	繰延税金負債合計	7,395	繰延税金負債の純額	2,062百万円	流動資産 - 繰延税金資産	1,752百万円	固定資産 - 繰延税金資産	684	流動負債 - 繰延税金負債	4,499	法定実効税率	40.5%	評価性引当額の増加	5.8	のれん償却額	2.6	持分法による投資損失	1.3	その他	1.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.1%	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">1,698百万円</td></tr> <tr><td>未払賞与損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">1,792</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">11,848</td></tr> <tr><td>子会社投資に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">360</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">221</td></tr> <tr><td>固定資産減損</td><td style="text-align: right;">1,246</td></tr> <tr><td>有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">627</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">847</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,764</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,407</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">14,516</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,891</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延ヘッジ利益</td><td style="text-align: right;">2,618</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,618</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,272百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">2,545百万円</td></tr> <tr><td>固定資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">730</td></tr> <tr><td>流動負債 - 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.5%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増加</td><td style="text-align: right;">3.8</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">2.6</td></tr> <tr><td>海外子会社との税率差異</td><td style="text-align: right;">1.2</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">46.5%</td></tr> </table>	未払事業税	1,698百万円	未払賞与損金算入限度超過額	1,792	繰越欠損金	11,848	子会社投資に係る一時差異	360	貸倒引当金繰入額	221	固定資産減損	1,246	有価証券評価差額金	627	減価償却超過額	847	その他	1,764	繰延税金資産小計	20,407	評価性引当金	14,516	繰延税金資産合計	5,891	繰延ヘッジ利益	2,618	繰延税金負債合計	2,618	繰延税金資産の純額	3,272百万円	流動資産 - 繰延税金資産	2,545百万円	固定資産 - 繰延税金資産	730	流動負債 - 繰延税金負債	3	法定実効税率	40.5%	評価性引当額の増加	3.8	のれん償却額	2.6	海外子会社との税率差異	1.2	その他	0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.5%
未払事業税	1,053百万円																																																																																																		
関係会社繰越欠損金	10,579																																																																																																		
未払賞与損金算入限度超過額	1,558																																																																																																		
減損損失	1,178																																																																																																		
長期前払費用	376																																																																																																		
減価償却超過額	486																																																																																																		
棚卸資産評価損	190																																																																																																		
その他	1,971																																																																																																		
繰延税金資産小計	17,396																																																																																																		
評価性引当金	12,064																																																																																																		
繰延税金資産合計	5,332																																																																																																		
繰延ヘッジ利益	7,129																																																																																																		
有価証券評価差額金	256																																																																																																		
その他	10																																																																																																		
繰延税金負債合計	7,395																																																																																																		
繰延税金負債の純額	2,062百万円																																																																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	1,752百万円																																																																																																		
固定資産 - 繰延税金資産	684																																																																																																		
流動負債 - 繰延税金負債	4,499																																																																																																		
法定実効税率	40.5%																																																																																																		
評価性引当額の増加	5.8																																																																																																		
のれん償却額	2.6																																																																																																		
持分法による投資損失	1.3																																																																																																		
その他	1.1																																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.1%																																																																																																		
未払事業税	1,698百万円																																																																																																		
未払賞与損金算入限度超過額	1,792																																																																																																		
繰越欠損金	11,848																																																																																																		
子会社投資に係る一時差異	360																																																																																																		
貸倒引当金繰入額	221																																																																																																		
固定資産減損	1,246																																																																																																		
有価証券評価差額金	627																																																																																																		
減価償却超過額	847																																																																																																		
その他	1,764																																																																																																		
繰延税金資産小計	20,407																																																																																																		
評価性引当金	14,516																																																																																																		
繰延税金資産合計	5,891																																																																																																		
繰延ヘッジ利益	2,618																																																																																																		
繰延税金負債合計	2,618																																																																																																		
繰延税金資産の純額	3,272百万円																																																																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	2,545百万円																																																																																																		
固定資産 - 繰延税金資産	730																																																																																																		
流動負債 - 繰延税金負債	3																																																																																																		
法定実効税率	40.5%																																																																																																		
評価性引当額の増加	3.8																																																																																																		
のれん償却額	2.6																																																																																																		
海外子会社との税率差異	1.2																																																																																																		
その他	0.8																																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.5%																																																																																																		

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

第46期連結会計年度(自平成18年9月1日至平成19年8月31日)、及び第47期連結会計年度(自平成19年9月1日至平成20年8月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める衣料品販売事業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

第46期連結会計年度(自平成18年9月1日至平成19年8月31日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	471,711	39,766	13,726	525,203		525,203
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		206	43	249	(249)	
計	471,711	39,972	13,769	525,453	(249)	525,203
営業費用	412,270	35,708	14,052	462,032	(1,792)	460,240
営業利益(又は営業損失)	59,441	4,263	283	63,420	1,543	64,963
資産	211,094	57,719	12,975	281,790	77,980	359,770

(注) 1 国又は地域は地理的近接度により区分しております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

欧州.....フランス、イギリス

その他の地域.....アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は9,396百万円であり、当社の管理部門に係る費用等であります。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は83,293百万円であり、その主なものは当社の余資運用資金(現預金及び有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

第47期連結会計年度(自平成19年9月1日至平成20年8月31日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	514,864	49,475	22,112	586,451		586,451
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		337		337	(337)	
計	514,864	49,812	22,112	586,789	(337)	586,451
営業費用	432,843	47,819	19,434	500,098	(1,139)	498,958
営業利益	82,020	1,992	2,677	86,690	802	87,493
資産	239,764	57,210	14,876	311,851	92,869	404,720

(注) 1 国又は地域は地理的近接度により区分しております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

欧州.....フランス、イギリス

その他の地域.....アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は12,584百万円であり、当社の管理部門に係る費用等であります。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は110,741百万円であり、その主なものは当社の余資運用資金(現預金及び有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

【海外売上高】

第46期連結会計年度（自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日）

	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	39,972	13,769	53,741
連結売上高（百万円）			525,203
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	7.6	2.6	10.2

- （注）1．国又は地域は地理的近接度により区分しております。
- 2．各区分に属する主な国又は地域
- (1) 欧州フランス、イギリス
- (2) その他の地域アジア、北米
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

第47期連結会計年度（自 平成19年9月1日 至 平成20年8月31日）

	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	49,475	22,112	71,587
連結売上高（百万円）			586,451
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	8.4	3.8	12.2

- （注）1．国又は地域は地理的近接度により区分しております。
- 2．各区分に属する主な国又は地域
- (1) 欧州フランス、イギリス
- (2) その他の地域アジア、北米
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者との取引】

第46期連結会計年度（自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日）

該当事項はありません。

第47期連結会計年度（自 平成19年9月1日 至 平成20年8月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第46期連結会計年度（自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日）

該当事項はありません。

第47期連結会計年度（自 平成19年9月1日 至 平成20年8月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第46期連結会計年度(自平成18年9月1日至平成19年8月31日)

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合当事企業：株式会社キャビン

事業の内容：婦人服販売事業

(2) 企業結合の法形式

公開買付けにより子会社株式を取得する形式

(3) 結合後企業の名称

株式会社キャビン

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、平成19年7月23日から平成19年8月20日までを期間として、キャビン株式の公開買付けを実施し、応募株券等の総数18,346,003株を買付けました。この結果、当社のキャビン株式の株券等所有割合は93.9%（議決権の所有割合は96.9%）となりました。

当該取引は、株式会社キャビンの事業体制の再構築に向けて、同社を当社の完全子会社とすることにより、当社及び関係会社を含めた当社グループの協力体制を強化することを目的としたものです。これにより柔軟かつ機動的な経営戦略や施策等を迅速に遂行するための体制を整え、当社グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図りたいと考えております。

2. 実施した会計処理の概要

当該取引は、少数株主との取引に該当いたします。追加取得した株式に対応する持分を少数株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分を追加投資額と相殺消去し、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額をのれんとして処理しております。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

(1) 被取得企業の取得原価 13,164百万円

(2) 取得原価の内訳

普通株式の取得代金 13,025百万円

取得に直接要した支出 138百万円

4. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 3,079百万円

(2) のれんの発生原因

当社が追加取得したキャビン株式の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を上回ったことによるものです。

(3) のれんの償却の方法及び償却期間

7年間で均等償却

5. 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び第46期連結会計年度以降の会計処理方針

該当事項はありません。

6. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

該当事項はありません。

第47期連結会計年度(自平成19年9月1日至平成20年8月31日)

(取得)

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、事業を取得した場合は相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業：株式会社ビューカンパニー

事業の内容：履物の製造加工卸及び販売等

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ビューカンパニーの事業再生に向けて、当社グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図り、事業をダイナミックに改革し成長を加速させていく必要があると判断し、子会

社化を決定いたしました。

(3) 企業結合日

平成20年2月28日（公開買付け結果公表日）

(4) 企業結合の法的形式

公開買付けにより株式を取得する形式

(5) 結合後企業の名称

株式会社ビューカンパニー

(6) 取得した議決権比率

当社は、平成20年1月11日から平成20年2月27日までを期間として、ビューカンパニー株式の公開買付けを実施し、応募株券等の総数4,971,000株を買付けました。この結果、当社のビューカンパニー株式の株券等所有割合は99.0%（議決権の所有割合は99.0%）となりました。

2．連結財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

平成20年2月21日から平成20年8月20日までの被取得企業の業績を連結財務諸表に含めております。なお、平成20年2月20日までの被取得企業の業績については、連結損益計算書に、持分法による投資損益（議決権の所有割合33.4%）として計上しております。

3．被取得企業又は取得した事業の取得原価及びその内訳

(1) 被取得企業の取得原価 3,056百万円

(2) 取得原価の内訳

普通株式の取得代金 2,908百万円

取得に直接要した支出 148百万円

4．発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 583百万円

(2) のれんの発生原因

当社が追加取得したビューカンパニー株式の取得原価が、追加取得時点の被取得企業の時価純資産の金額を上回ったことによるものです。

(3) のれんの償却の方法及び償却期間 第47期連結会計年度の費用として処理

5．企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 受入れた資産の額 6,434百万円

主な内訳は、現金及び預金2,107百万円、敷金保証金2,091百万円であります。

(2) 引受けた負債の額 2,662百万円

主な内訳は、買掛金1,803百万円であります。

6．企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び第47期連結会計年度以降の会計処理方針

該当事項はありません。

7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
該当事項はありません。
8. 取得原価の大部分がのれん以外の無形固定資産に配分された場合には、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
該当事項はありません。
9. 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに企業結合が行われた連結会計年度の翌連結会計年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額
該当事項はありません。
10. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の第47期連結会計年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額
当該影響額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社の連結子会社である株式会社ビューカンパニーの靴小売事業
婦人靴を中心とした靴小売専門店〔vju:〕(ビュー)等でのチェーン展開を行っております。
当社の連結子会社である株式会社ジーユーの衣料品販売事業
カジュアルウエアブランドg.u.を展開しております。

(2) 企業結合の法的形式

株式会社ワンゾーンを分離先企業、株式会社ビューカンパニー及び株式会社ジーユーを分離元企業とし、受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(3) 結合後企業の名称

株式会社GOVリテイリング

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社が主体者となりユニクロを含む当社グループの経営資源を最大限活用し、お客様に新たな価値を提供する「靴事業」と「低価格衣料事業」の構築を推進することを目的として、現在グループ内で靴事業、低価格衣料事業を展開する3社の事業を統合して運営することが最善と判断し、ジーユー及びビューカンパニーが行っている事業をワンゾーンに承継させております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
1株当たり純資産額 2,357円79銭 1株当たり当期純利益 311円98銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、 潜在株式がないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 2,572円09銭 1株当たり当期純利益 427円38銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、 希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりま せん。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第46期連結会計年度 (自平成18年9月1日 至平成19年8月31日)	第47期連結会計年度 (自平成19年9月1日 至平成20年8月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	31,775	43,529
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	31,775	43,529
普通株式の期中平均株式数(株)	101,851,397	101,850,723
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	持分法適用関連会社である株式会 社リンク・セオリー・ホールディ ングスの新株予約権3種類(新株 予約権の目的となる株式の数1,231 個)及び第1回転換社債型新株予 約権付社債(券面総額13,200百万 円並びに新株予約権1種類(新株 予約権の目的となる株式の数 14,968株))。

(重要な後発事象)

第46期連結会計年度 (自 平成18年 9月 1日 至 平成19年 8月31日)	第47期連結会計年度 (自 平成19年 9月 1日 至 平成20年 8月31日)

【四半期連結財務諸表】
【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	第48期第1四半期 連結会計期間末 (平成20年11月30日)	第47期連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,243	67,248
受取手形及び売掛金	35,411	13,411
有価証券	108,751	102,912
たな卸資産	注1 60,367	53,778
繰延税金資産	31,172	2,545
未収還付法人税等	7,067	6,959
為替予約	-	6,607
その他	13,419	10,340
貸倒引当金	162	109
流動資産合計	323,270	263,696
固定資産		
有形固定資産	注2 39,448	40,317
無形固定資産		
のれん	26,852	28,122
その他	11,854	12,714
無形固定資産合計	38,707	40,837
投資その他の資産	注3 58,614	59,868
固定資産合計	136,770	141,024
資産合計	460,040	404,720

	第48期第1四半期 連結会計期間末 (平成20年11月30日)	第47期連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	94,785	57,035
1年内返済予定の長期借入金	2,319	3,201
未払法人税等	13,607	24,570
繰延税金負債	2	3
為替予約	62,145	-
引当金	77	228
その他	注4 34,995	33,552
流動負債合計	207,933	118,591
固定負債		
長期借入金	12,355	16,288
退職給付引当金	247	253
その他	5,946	5,572
固定負債合計	18,548	22,114
負債合計	226,481	140,706
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,273	10,273
資本剰余金	5,000	4,999
利益剰余金	275,456	259,756
自己株式	15,558	15,556
株主資本合計	275,172	259,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,300	928
繰延ヘッジ損益	37,001	3,939
為替換算調整勘定	727	517
評価・換算差額等合計	43,029	2,494
少数株主持分	1,415	2,046
純資産合計	233,558	264,014
負債純資産合計	460,040	404,720

【四半期連結損益計算書】
第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	第48期第1四半期 連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
売上高	188,510
売上原価	92,383
売上総利益	96,126
販売費及び一般管理費	注1 55,182
営業利益	40,943
営業外収益	
受取利息及び配当金	345
持分法による投資利益	7
その他	317
営業外収益合計	670
営業外費用	
支払利息	336
為替差損	4,020
その他	175
営業外費用合計	4,532
経常利益	37,082
特別利益	
貸倒引当金戻入額	21
その他	18
特別利益合計	40
特別損失	
店舗閉鎖損失	112
固定資産除却損	80
特別損失合計	193
税金等調整前四半期純利益	36,928
法人税、住民税及び事業税	12,867
法人税等調整額	1,879
法人税等合計	14,746
少数株主利益	11
四半期純利益	22,170

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	第48期第1四半期 連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	36,928
減価償却費及びその他の償却費	2,064
のれん償却額	1,177
貸倒引当金の増減額（は減少）	44
退職給付引当金の増減額（は減少）	17
受取利息及び受取配当金	345
支払利息	336
為替差損益（は益）	1,905
持分法による投資損益（は益）	7
固定資産除却損	80
売上債権の増減額（は増加）	22,783
たな卸資産の増減額（は増加）	9,514
仕入債務の増減額（は減少）	39,631
その他の資産の増減額（は増加）	4,578
その他の負債の増減額（は減少）	3,995
その他	14
小計	48,939
利息及び配当金の受取額	370
利息の支払額	80
法人税等の支払額	23,657
その他の支出	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,570
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額（は増加）	84
有形固定資産の取得による支出	2,741
無形固定資産の取得による支出	1,778
敷金及び保証金の差入による支出	1,045
敷金及び保証金の回収による収入	783
建設協力金の支払による支出	207
建設協力金の回収による収入	542
預り保証金の受入による収入	99
預り保証金の返還による支出	247
その他	121
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,633
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	264
長期借入金の返済による支出	298
長期未払金の返済による支出	45
配当金の支払額	6,542
その他	66
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,216
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,884
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,836
現金及び現金同等物の期首残高	169,888
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	82
現金及び現金同等物の四半期末残高	175,807

注1

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

第48期第1四半期連結会計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	第48期第1四半期連結会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第47期連結会計年度では非連結子会社であったUNIQLO Design Studio, New York, Inc.については、重要性が増したため、第48期第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 22社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	該当事項はありません。
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 第48期第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、棚卸資産の評価基準を主として個別法による原価法から主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しています。 この変更に伴う損益への影響は軽微であります。 (2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第48期第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。 この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

	第48期第1四半期連結会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
	<p>(3) 「リース取引に関する会計基準」等の適用</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第48期第1四半期連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>また、当該リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>なお、当社及び国内連結子会社は、リース取引開始日が適用初年度前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>この変更に伴う損益への影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	第48期第1四半期連結会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、第47期連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

第48期第1四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)	第47期連結会計年度末 (平成20年8月31日)												
<p>1 たな卸資産の内訳は、次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>商品</td> <td>58,496百万円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>1,870百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60,367百万円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、28,009百万円であります。(減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。)</p> <p>3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 517百万円</p> <p>4 流動負債のその他の金額には、短期借入金161百万円が含まれております。</p>	商品	58,496百万円	貯蔵品	1,870百万円	合計	60,367百万円	<p>1 たな卸資産の内訳は、次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>商品</td> <td>51,645百万円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>2,133百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>53,778百万円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、28,797百万円であります。(減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。)</p> <p>3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 542百万円</p> <p>4 流動負債のその他の金額には、短期借入金527百万円が含まれております。</p>	商品	51,645百万円	貯蔵品	2,133百万円	合計	53,778百万円
商品	58,496百万円												
貯蔵品	1,870百万円												
合計	60,367百万円												
商品	51,645百万円												
貯蔵品	2,133百万円												
合計	53,778百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

第48期第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)										
<p>1 販売費及び一般管理費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>14,595百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>12,686百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費及びその他の償却費</td> <td>2,064百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却費</td> <td>1,177百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>69百万円</td> </tr> </table>	給与手当	14,595百万円	地代家賃	12,686百万円	減価償却費及びその他の償却費	2,064百万円	のれん償却費	1,177百万円	貸倒引当金繰入額	69百万円
給与手当	14,595百万円									
地代家賃	12,686百万円									
減価償却費及びその他の償却費	2,064百万円									
のれん償却費	1,177百万円									
貸倒引当金繰入額	69百万円									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第48期第1四半期連結累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)								
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>67,243百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>187百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>108,751百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>175,807百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	67,243百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	187百万円	有価証券勘定	108,751百万円	現金及び現金同等物	175,807百万円
現金及び預金勘定	67,243百万円							
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	187百万円							
有価証券勘定	108,751百万円							
現金及び現金同等物	175,807百万円							

(株主資本等関係)

第48期第1四半期連結会計期間末(平成20年11月30日)及び第48期第1四半期連結累計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 106,073,656株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,223,643株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	6,620	65	平成20年8月31日	平成20年11月28日	利益剰余金

(2) 基準日が第48期第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が第48期第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

第48期第1四半期連結累計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める衣料品販売事業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別のセグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

第48期第1四半期連結累計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	172,053	9,628	6,828	188,510	-	188,510
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	101	159	260	(260)	-
計	172,053	9,729	6,987	188,770	(260)	188,510
営業利益(又は営業損失)	39,352	62	747	40,036	907	40,943

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
欧州.....フランス、イギリス
その他の地域.....アジア、北米

【海外売上高】

第48期第1四半期連結累計期間(自平成20年9月1日至平成20年11月30日)

	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	9,497	6,958	16,456
連結売上高(百万円)			188,510
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.0	3.7	8.7

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1) 欧州.....フランス、イギリス
(2) その他の地域.....アジア、北米
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

[次へ](#)

(有価証券関係)

第48期第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、第47期連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

第48期第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)

デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

第48期第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年11月30日)		第47期連結会計年度末 (平成20年 8 月31日)	
1 株当たり純資産額	2,279円26銭	1 株当たり純資産額	2,572円09銭

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

第48期第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 9 月 1 日 至平成20年11月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	217円68銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	217円67銭

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第48期第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 9 月 1 日 至平成20年11月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (百万円)	22,170
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	22,170
期中平均株式数 (株)	101,850,007
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (百万円)	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	99,307(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	99,307		
所有株券等の合計数	99,307		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	23,200(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	23,200		
所有株券等の合計数	23,200		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	76,107(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	76,107		
所有株券等の合計数	76,107		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成21年1月29日現在)

氏名又は名称	株式会社グローバルリテイリング
住所又は所在地	山口県山口市佐山717番地1
職業又は事業の内容	衣料品の販売等
連絡先	連絡先 株式会社ファーストリテイリング グループ法務部 片岡 詳子 連絡場所 東京都千代田区九段北1-13-12北の丸スクエア 電話番号 03-6272-0800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	株式会社グローバルインベストメント
住所又は所在地	山口県山口市佐山717番地1
職業又は事業の内容	衣料品の販売等
連絡先	連絡先 株式会社ファーストリテイリング グループ法務部 片岡 詳子 連絡場所 東京都千代田区九段北1-13-12北の丸スクエア 電話番号 03-6272-0800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	福谷 智之
住所又は所在地	東京都千代田区九段北一丁目13番5号
職業又は事業の内容	株式会社ビューカンパニー 代表取締役
連絡先	連絡先 株式会社ファーストリテイリング グループ法務部 片岡 詳子 連絡場所 東京都千代田区九段北1-13-12北の丸スクエア 電話番号 03-6272-0800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(注1) 株式会社ビューカンパニーは、平成21年2月20日開催予定の同株主総会において、解散決議を行う予定であり、福谷智之は同日をもって同社の代表取締役としての地位を失い、清算人となる予定です。

氏名又は名称	佐々木 力
--------	-------

住所又は所在地	東京都港区南青山五丁目4番35号（対象者 所在地）
職業又は事業の内容	株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 国内事業管理本部 経営管理部 総務チーム マネージャー 平 英人 連絡場所 東京都港区南青山五丁目4番35号 電話番号 03 - 3407 - 7502（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	畑 誠
住所又は所在地	東京都港区南青山五丁目4番35号（対象者 所在地）
職業又は事業の内容	株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 取締役
連絡先	連絡者 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 国内事業管理本部 経営管理部 総務チーム マネージャー 平 英人 連絡場所 東京都港区南青山五丁目4番35号 電話番号 03 - 3407 - 7502（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	大西 秀亜
住所又は所在地	東京都港区南青山五丁目4番35号（対象者 所在地）
職業又は事業の内容	株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 取締役
連絡先	連絡者 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 国内事業管理本部 経営管理部 総務チーム マネージャー 平 英人 連絡場所 東京都港区南青山五丁目4番35号 電話番号 03 - 3407 - 7502（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	鮫島 昭夫
住所又は所在地	東京都港区南青山五丁目4番35号（対象者 所在地）
職業又は事業の内容	株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 常勤監査役
連絡先	連絡者 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 国内事業管理本部 経営管理部 総務チーム マネージャー 平 英人 連絡場所 東京都港区南青山五丁目4番35号 電話番号 03 - 3407 - 7502（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	上野 伸司
住所又は所在地	東京都港区南青山五丁目4番35号（対象者 所在地）
職業又は事業の内容	株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 常勤監査役
連絡先	連絡者 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 国内事業管理本部 経営管理部 総務チーム マネージャー 平 英人 連絡場所 東京都港区南青山五丁目4番35号 電話番号 03 - 3407 - 7502（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

株式会社グローバルリテイリング

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	23,200 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	23,200		
所有株券等の合計数	23,200		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

株式会社グローバルインベストメント

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4,960 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	4,960		
所有株券等の合計数	4,960		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

福谷 智之

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) (株)ピューカンパニーは、平成21年2月20日開催予定の同社株主総会において、解散決議を行う予定であり、福谷智之は同日をもって同社の代表取締役としての地位を失い、清算人となる予定です。

佐々木 力

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	34,560(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	34,560		
所有株券等の合計数	34,560		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

畑 誠

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,600 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	6,600		
所有株券等の合計数	6,600		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

大西 秀亜

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,600 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	6,600		
所有株券等の合計数	6,600		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

鮫島 昭夫

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	40 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	40		
所有株券等の合計数	40		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

上野 伸司

(平成21年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	141(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	141		
所有株券等の合計数	141		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、平成21年1月28日に、対象者の大株主である佐々木氏らとの間で、佐々木氏らが保有する対象者普通株式の全部(合計53,760株、所有株式数割合33.83%)について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

対象者の監査役である上野伸司氏は、その保有する対象者普通株式のうち、62株を日本証券金融株式会社に、79株を大阪証券金融株式会社に、それぞれ借入金の担保として提供しております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、平成21年1月28日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う旨の決議がなされております。

また、公開買付者は、平成21年1月28日に、対象者の大株主である佐々木氏らとの間で、佐々木氏が保有する対象者普通株式の全部（合計53,760株、所有株式数割合33.83%）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

(2) 本公開買付けの実施に至る過程

公開買付者は、前記「第1 公開買付要項 - 3 買付け等の目的 - (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」のとおり、対象者を100%子会社とする予定です。対象者は本書提出日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は間接保有を含め、対象者普通株式51,360株（所有株式数割合32.32%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務しています。また、現在の対象者の役員は、原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に関与していくことを想定しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である野村證券を財務アドバイザーとして選任するとともに、公開買付者及び対象者から独立した法律顧問である西村あさひ法律事務所の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、間接保有を含め、対象者普通株式51,360株（所有株式数割合32.32%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務していることから、本公開買付けを含む取引の判断プロセスの公正性・透明性を高めるため、平成21年1月9日、公開買付者内部に、公開買付者の社外取締役及び監査役から構成された投資委員会を設置しました。投資委員会の委員には、社外取締役半林亨、社外取締役服部暢達、常勤監査役田中明、社外監査役清水紀彦、及び社外監査役渡邊顯の5名が選任されております。公開買付者の取締役会は、投資委員会に対し、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することの是非、及び、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性について諮問しました。投資委員会は、本公開買付けを含む取引の実行が、公開買付者の企業価値を向上させ、公開買付者の株主の利益に適うか、本公開買付価格を含む取引の対価及び条件が、公開買付者及び公開買付者の株主にとって妥当なものであるか、及び、本公開買付けを含む取引のスキーム全体が手続的観点から適正なものであるか、という観点に留意して検討を行った結果、平成21年1月28日、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することは妥当である旨、及び、本公開買付価格は妥当である旨の答申を公開買付者の取締役会に対して行いました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、独立した財務アドバイザーであり第三者算定機関である野村證券に対し、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼しました。その上で、公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果（前記「第1 公開買付要項 - 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 - (2) 買付け等の価格」における「算定の基礎」をご参照ください。）を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の大株主である佐々木氏らと協議・交渉を行った結果及び投資委員会の答申等も踏まえ、最終的に平成21年1月28日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり170,000円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前日である平成21年1月27日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値100,000円に対して70.00%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値98,361円（小数点以下四捨五入）に対して72.83%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値96,110円（小数点以下四捨五入）に対して76.88%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過

去6ヶ月間の終値の単純平均値125,525円(小数点以下四捨五入)に対して35.43%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

野村證券から取得した株式価値算定書においては、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行っています。また、公開買付者は、平成21年1月28日、野村證券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株当たり170,000円は当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

なお、本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、原則として対象者又は対象者子会社(第7回、第8回及び第9回新株予約権では対象者及び対象者グループ会社)の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることが要求されていることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

また、新株予約権付社債に関しては、対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権の平成21年1月28日現在における目的となる普通株式1株当たりの転換価額は886,250円であり、他方、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における1株当たり取引価格は、平成17年6月の上場以来、1株当たり転換価額の886,250円を下回る価格(平成17年10月20日に行われた株式分割による影響調整後)で推移しており、特に近年では、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値が98,361円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値が96,110円、過去6ヶ月の終値の単純平均値が125,525円となっており、新株予約権の転換価額を大きく下回る状況が続いております。

対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権には、平成29年5月31日までは、対象者の前四半期会計期間の末日までの30連続取引日の期間中の任意の20取引日において、終値が当該前四半期末日における転換価額の120%を上回った場合のみ(ただし、平成29年6月1日以降は、終値が当該取引日における転換価額の120%を1日でも上回った場合)新株予約権を行使できる旨の転換制限条項が付されておりますが、本公開買付けを開始した場合には当該転換制限条項は適用されないものとされております。

また、新株予約権付社債は、平成30年5月14日を償還期限とし、同日に額面金額の100%で償還されるものですが、その保有者が、選択的償還期日において、その額面金額の100%で償還するように対象者に請求することができる旨の繰上償還請求権が付されています。

公開買付者は、上記の取引価格の状況や対象者と類似した信用力を有する債券の利回り等を検討した結果、対象者の新株予約権付社債の価値は、平成21年5月12日に償還期限を迎える社債と実質的に同価値であると考え、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

なお、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求しないことを前提とした場合の対象者の新株予約権付社債の価値は、これを大きく下回るものと考えております。これは、その後到来する選択的償還期日や償還期日までの期間が、平成21年5月12日までの期間よりも長いため、社債部分の価値が、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求した場合の価値よりも低くなる一方、上記の取引価格の状況等を踏まえると、新株予約権部分の価値が限定的であるためです。

なお、本公開買付けの開始により新株予約権付社債に付された新株予約権の行使が可能となるとしても、平成21年5月12日までに東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の取引価格が転換価額を上回る見込みが極めて低く、同日までを行使期間とみた場合の新株予約権部分の価値は実質的に無価値と考えております。そのため、公開買付者は、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

対象者は、本公開買付けが終了した後に、社債権者集会を開催し、対象者が額面金額の104%(予定)で残存する新株予約権付社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するために必要な手続きをとる旨、平成21年1月28日開催の取締役会において決議しております。なお、上記の償還金額である額面金額の104%(予定)は、対象者が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、新株予約権付社債が繰上償還条項に基づき平成21年5月13日から平成22年5月12日までの間に繰上償還されるときに適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。この社債要項及び信託証書の改定が社債権者集会において可決された場合、新株予約権付社債は、本公開買付けの決済後に対象者において繰上償還される見込みです。

なお、公開買付者の代表取締役会長兼社長である柳井正は対象者の取締役会長を、また、公開買付者の取締役である松下正は対象者の社外取締役を兼務しております。そのため、両氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付け価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議及び決議には参加せず、公開買付者の取締役の立場で、対象者及び佐々木氏らとの協議・交渉には参加していません。また、公開買付者の社外監査役である安本隆晴は対象者の社外監査役を兼務しております。そのため、同氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保す

るという観点から、本公開買付価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議には参加せず、意見の表明も行っておりません。

対象者における検討

一方、対象者は、対象者の財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者である日興シティグループ証券を選定し、対象者普通株式価値の算定を依頼しました。これに基づき、対象者は、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、平成21年1月28日付で、対象者普通株式の価値に関する普通株式価値算定書を取得いたしました。普通株式価値算定書において、日興シティグループ証券は市場株価分析及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）分析の各手法を用いて対象者普通株式の価値評価を行いました。

また、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会に先立って、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書を受領するとともに、それに関する説明を受けております。

対象者取締役会は、平成21年1月8日、その決議に基づき、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに関し、取締役会は賛同すべきか、反対すべきか、又は意見を留保すべきかについて、特別委員会に対し諮問いたしました。特別委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有し、弁護士である土井悦生氏、並びに公開買付者から独立性のある対象者常勤監査役である鮫島昭夫氏及び上野伸司氏の3名を選定しています。特別委員会は、平成21年1月8日より、本公開買付けが公正な手続きを通じて行われ対象者の株主の利益に配慮がなされているか等の観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。また、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が対象者に対して提出した普通株式価値算定書を参考とするとともに、日興シティグループ証券から、本公開買付けにおける普通株式の買付価格についての公開買付者との間の協議・交渉の状況についての報告及び本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性についての説明を受けました。さらに、特別委員会は、対象者の法務アドバイザーとは別に自ら法務アドバイザーを選任し、諮問事項に対する答申の内容及び方法について法的な観点から助言を受けました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月28日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けに関しては、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮がなされており、本公開買付けにおける普通株式の買付価格に関して特段の異議はない旨の答申を提出しました。

これを受けて、対象者取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえて、当該特別委員会の答申内容、日興シティグループ証券より受領した本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書の内容及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、公開買付者との更なる提携の強化を通じて得られる公開買付者の有する経営資源活用の可能性及び対象者が公開買付者の100%子会社となることにより対象者に生じる業務面及び財務面のシナジー効果等から、本公開買付けが対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付けにおける普通株式の買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者の普通株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。なお、対象者は上記取締役会において、対象者の普通株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨、並びに、本新株予約権及び新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者及び新株予約権付社債の保有者の判断に委ねる旨をあわせて決議しています。

なお、対象者の取締役のうち、柳井正及び松下正は、それぞれ公開買付者の代表取締役、取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。また、対象者代表取締役社長である佐々木氏については、対象者の筆頭株主であって、その所有株式数割合も直接間接合計で33.83%にのぼり、かつ、公開買付者との間で、保有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、本公開買付けに対する賛同に係る議案においては議長を務めず、互選により畑誠氏を議長としているほか、当該議案に係る審議においては一切意見の表明を行わず、決議においては棄権いたしました。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役のうち、安本隆晴氏は、公開買付者の社外監査役を兼務しており、また、高井健?氏は、公開買付者のコード・オブ・コンダクト委員会委員及び企業取引倫理委員会委員を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	平成18年8月期 (第8期)	平成19年8月期 (第9期)	平成20年8月期 (第10期)
営業収益	2,100百万円	2,123百万円	2,973百万円
営業費用	1,152百万円	1,067百万円	1,241百万円
営業外収益	125百万円	354百万円	354百万円
営業外費用	36百万円	32百万円	53百万円
当期純利益(当期純損失)	1,044百万円	6,082百万円	329百万円

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者が平成18年11月29日、平成19年11月29日、平成20年11月28日にそれぞれ提出した第8期、第9期及び第10期有価証券報告書に基づいて作成しております。

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	平成18年8月期 (第8期)	平成19年8月期 (第9期)	平成20年8月期 (第10期)
1株当たり当期純損益	7,033.20円	40,182.79円	2,108.33円
1株当たり配当額	625円	円	円
1株当たり純資産額	111,712.92円	71,028.55円	70,190.41円

(注) 上記は、対象者が平成18年11月29日、平成19年11月29日、平成20年11月28日にそれぞれ提出した第8期、第9期及び第10期有価証券報告書に基づいて作成しております。

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 マザーズ市場						
	平成20年7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年1月
最高株価(円)	185,700	198,100	198,400	142,000	115,000	102,000	108,000
最低株価(円)	162,000	170,100	132,000	81,700	85,000	83,000	92,500

(注) 平成21年1月については、1月28日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成20年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 一株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)		7	13	35	50	4	3,115	3,220	
所有株式数(単位)		1,312	919	73,125	25,113	15	58,451	158,920	
所有株式数の割合(%)		0.82	0.58	46.01	15.8	0.01	36.79	100.00	

(注) 上記は、対象者が平成20年11月28日に提出した第10期有価証券報告書より引用しております。

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成20年8月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
佐々木 力	東京都目黒区	34,560	21.75
株式会社ファーストリテイ リング	山口県山口市佐山717-1	23,200	14.60
株式会社グローバルリテイ リング	山口県山口市佐山717-1	23,200	14.60
有限会社アールエスインベ ストメント	東京都目黒区緑が丘 1丁目22-13	19,200	12.08
ゴールドマン・サックス・ア ンド・カンパニーレギュラ ーアカウント (常任代理人 ゴールドマン ・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET NEW YORK, NY, USA (常任代理人 東京都港区六本木 6丁目 10-1 六本木ヒルズ森タワー)	8,461	5.32
モルガン・スタンレーアンド カンパニーインク (常任代理人 モルガン・ス タンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NY, USA (常任代理人 東京都渋谷区恵比寿 4丁目 20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	7,113	4.48
畑 誠	東京都目黒区	6,600	4.15
大西 秀亜	東京都練馬区	6,600	4.15
株式会社グローバルインベ ストメント	山口県山口市佐山717-1	4,960	3.12
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパ ニー505044 (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (常任代理人 東京都中央区日本橋兜町 6-7)	3,021	1.90
計		136,915	86.15

(注1) ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーから、平成19年4月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在で13,560株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として第10期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

また、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーの大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

なお、下記株券等保有割合は発行済株式総数を151,096株として計算されております。また、平成20年8月末現在の発行済株式総数は、158,920株であります。

大量保有者 ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー

住所 75 STATE STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS, 02109 U.S.A.

保有株券等の数 株式 13,560株

株券等保有割合 8.97%

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者が平成20年11月28日に提出した第10期有価証券報告書より引用しております。

【役員】

平成20年8月31日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
柳井 正	取締役会長			
佐々木 力	取締役社長 (代表取締役)	最高経営責任者(CEO)	34,560	21.75
畑 誠	取締役		6,600	4.15
大西 秀亜	取締役	最高財務責任者(グループCFO)	6,600	4.15
松下 正	取締役			
鮫島 昭夫	常勤監査役		40	0.03
上野 伸司	常勤監査役		141	0.09
安本 隆晴	監査役			
高井 健?	監査役			
計			47,941	30.17

(注1) 取締役松下正は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 監査役安本隆晴及び高井健?は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 上記(注1及び注2を含みます。ただし、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を除きます。)は、対象者が平成20年11月28日に提出した第10期有価証券報告書より引用しております。

(注4) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

4【その他】

(1) 対象者は、平成21年1月28日に東京証券取引所において、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく内容は以下のとおりです。以下の公表の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成21年8月期第2四半期累計(平成20年9月1日～平成21年2月28日)業績予想の修正
(連結業績予想)

	売上高	営業利益	経常利益	中間純利益	1株当たり中間 純利益(円)
前回発表予想(A)(百万円)	30,700	1,000	750	30	188.77
今回発表予想(B)(百万円)	27,197	560	2,372	4,372	27,510.70
増減額(B-A)(百万円)	3,503	440	3,122	4,402	
増減率	11.4%	44.0%			
(ご参考)					
前期(平成20年8月中間期)実績 (百万円)	31,045	1,399	429	360	2,347.76

(個別業績予想)

	営業収益	営業利益	経常利益	中間純利益	1株当たり中間純利益(円)
前回発表予想(A)(百万円)	1,501	869	1,016	86	541.15
今回発表予想(B)(百万円)	1,459	870	1,030	2,204	13,868.61
増減額(B-A)(百万円)	42	1	14	2,290	
増減率	2.8%	0.1%	1.4%		
(ご参考)					
前期(平成20年8月中間期)実績(百万円)	1,483	880	1,027	523	3,408.32

(連結業績予想修正の理由)

日米欧各地域における売上減少

全世界的な小売市況悪化に伴う売上減少に加え、為替レートが予想に比べて大幅な円高で推移したことに伴う円換算額の減少により、売上高は前回予想を35億円下回る見込みです。日米欧各地域において経費抑制に努めたものの、売上計画未達を補うに至らず営業利益は前回予想を4.4億円下回る見込みです。

米国・欧州子会社に対する円建て貸付金に係る為替評価損の発生

営業外費用において、急激な円高進行により米国・欧州子会社に対する円建て貸付金に係る為替評価損が前回予想に比べて約26億円増加する見込みです。結果として、経常利益は前回予想を31.2億円下回る見込みです。

ロースナー社売却に伴う特別損失の発生

前回予想では見込んでいなかったロースナー社100%持分売却に伴う損失16.8億円を特別損失として計上する見込みです。結果として中間純利益は前回予想を44億円下回る見込みです。

(個別業績予想修正の理由)

円高進行により米国からのドル建て配当収入の円換算額が減少することに加えて、ロースナー社売却に伴い欧州子会社の損失が拡大するために、欧州子会社に対する貸倒引当金繰入額が増加する見込みです。

なお、上記為替評価損ならびに特別損失発生により、平成20年11月7日に締結及び公表した総額85億円のシンジケートローン契約における貸付実行前提条件の1項目(平成21年2月第2四半期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額が前年同期比70%以上であること)について、充足できない可能性があります。

平成21年8月期通期(平成20年9月1日~平成21年8月31日)業績予想の修正

(連結業績予想)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益(円)
前回発表予想(A)(百万円)	61,000	2,400	1,900	250	1,573.12
今回発表予想(B)(百万円)	48,646	851	2,032	4,200	26,428.39
増減額(B-A)(百万円)	12,354	1,549	3,932	4,450	
増減率	20.3%	64.5%			
(ご参考)					
前期(平成20年8月期)実績(百万円)	59,887	2,056	396	197	1,262.40

(個別業績予想)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益(円)
前回発表予想(A)(百万円)	3,002	1,681	1,900	184	1,160.96
今回発表予想(B)(百万円)	2,918	1,640	1,856	1,639	10,313.37
増減額(B-A)(百万円)	84	41	44	1,825	
増減率	2.8%	2.4%	2.3%		
(ご参考)					
前期(平成20年8月期)実績(百万円)	2,973	1,731	2,032	329	2,108.33

(連結業績予想修正の理由)

欧州事業

ロースナー社売却により前回予想で見込んでいた下半期売上がなくなることに加えて、円高ユーロ安進行に伴う円換算額減少や小売市況悪化が影響し、欧州事業の売上高は前回予想を約42億円下回る見込みですが、当初見込んでいたロースナー社の下半期の営業損失がなくなることにより、営業損益は約1億円改善する見込みです。

米国事業

昨年秋以降の小売市況の急激な悪化による販売不振に加え、円高ドル安進行による円換算額減少により、米国事業の売上高は前回予想を約64億円下回る見込みです。人員削減を含む経費削減策実施などにより下半期において、前回予想対比約16億円の経費抑制を図りますが、営業利益は前回予想を約15億円下回る見込みです。

日本事業

直営店の販売減少により売上高は前回予想を約20億円下回る見込みであり、営業利益も前回予想を約3億円下回る見込みです。

(個別業績予想修正の理由)

米国からのドル建て配当収入の円換算額が減少することに加えて、第2四半期累計期間における欧州子会社に対する貸倒引当金繰入額の増加が影響いたします。

なお、上記為替評価損ならびに特別損失発生により、平成20年11月7日に締結いたしました総額85億円のシンジケートローン契約における貸付実行前提条件の1項目(平成21年2月第二四半期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額が前年同期比70%以上であること)について、充足できない可能性がありますので、あわせてお知らせいたします。

- (2) 対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間が終了した後に、社債権者集会を開催し、対象者が額面金額の104%(予定)で残存する新株予約権付社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するために必要な手続きをとる旨を、平成21年1月28日開催の取締役会において決議しております。なお、上記の償還金額である額面金額の104%(予定)は、対象者が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、新株予約権付社債が繰上償還条項に基づき平成21年5月13日から平成22年5月12日までの間に繰上償還される場合に適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。この社債要項及び信託証書の改定が社債権者集会において可決された場合、新株予約権付社債は、本公開買付けの決済後に対象者において繰上償還される見込みです。

(3) 公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う対象者普通株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合、対象者普通株式は所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。また、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記「第13(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」に従って対象者を100%子会社とする予定ですので、その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。また、本手続きが行われる場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われず予定です。

なお、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会において、公開買付者の100%子会社になることを前提として、平成21年2月28日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待をもちまして株主優待制度は廃止とすることを決議しております。なお、平成21年2月28日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立するまでは株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成21年2月28日現在の株主名簿に記載又は記録された方についても、同日を基準日とする株主優待の対象となります。